

北本市公共施設等総合管理計画（案）

2017年3月策定

2022年 月改訂

目 次

第1章	はじめに	1
1.1	本計画策定の背景と目的	1
1.2	計画の位置づけ	1
1.3	対象施設	2
第2章	本市の現状と将来の見通し	5
2.1	人口の状況	5
2.2	財政状況	6
2.3	公共施設等の現状	9
2.4	将来費用の試算	22
第3章	公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針	25
3.1	計画期間	25
3.2	現状や課題に対する基本認識	25
3.3	課題解決のための方策	27
3.4	各個別施設計画等の取組を実施した場合の将来費用の試算	34
3.5	各個別施設計画等の対策の効果の検証	36
3.6	公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針	37
3.7	目標の設定	38
3.8	基本的な方針を推進するための実施方針	39
3.9	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	43
3.10	P D C Aサイクルの推進方針	44
第4章	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	46
4.1	公共施設の管理に関する基本方針	46
4.2	インフラ施設の管理に関する基本方針	62

資料編

第1章 はじめに

1.1 本計画策定の背景と目的

本市では、1970年代からの人口増加に合わせて、公共施設及びインフラ施設（以下「公共施設等」という。）を整備してきました。それらの公共施設のうち、延床面積では全体の6割以上が建設後30年を経過し、加えて、公共下水道、道路、橋りょうなどのインフラ施設の多くも、老朽化が進んでいます。

一方で、少子高齢化による人口減少の時代を迎え、今後、扶助費の増加や税収の大幅な落ち込みが想定されることから、公共施設等への投資力が低下し、このままでは現状どおりに公共施設等を維持・更新していくことが困難な状況となることから、この問題を解決していくことが、今後、健全な財政運営を進めていく上で、喫緊の課題となっています。

また、2014年4月には総務省より「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が示され、地方公共団体は、すべての公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための「公共施設等総合管理計画」の策定が求められました。これらのことから本市においても2017年3月に公共施設等の将来のあり方を定める「北本市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

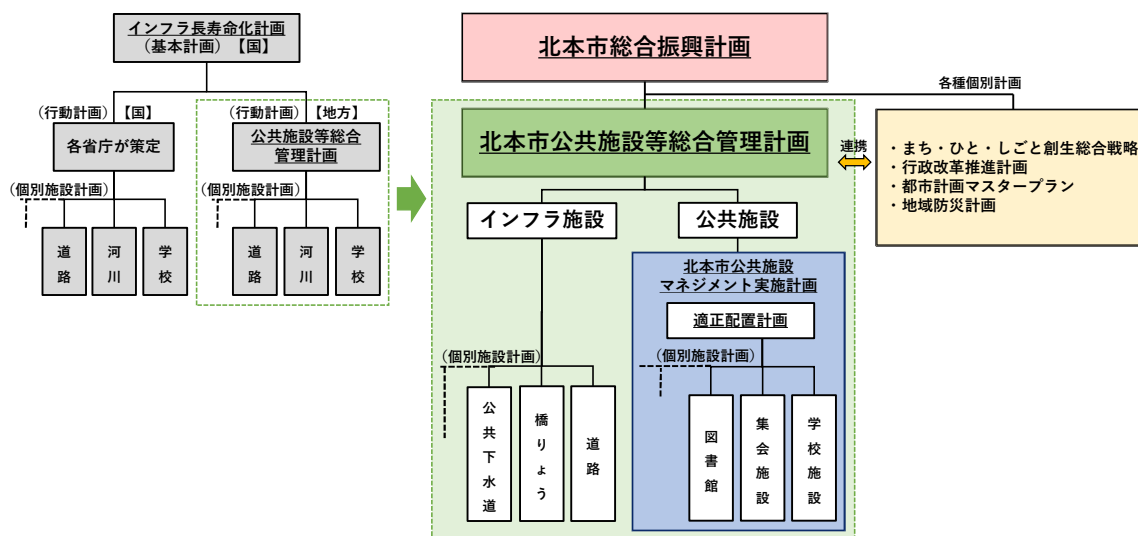
本改訂は、改めて2018年2月に総務省より「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」が示され、2020年3月に策定した適正配置計画及び2021年3月に策定した個別施設計画（学校教育系施設及び子育て支援施設のみ）等について、内容を整理しつつ反映したものです。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である第五次北本市総合振興計画の実現のため、各種個別計画と連携を図りながら、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な方針を示したものです。

公共施設については、前回定めた目標の重要性を考慮し、市全体の施設の再編の方向性を示した適正配置計画を個別施設計画の前段に加えたものと位置づけ、二つの計画を合わせて北本市公共施設マネジメント実施計画としております。

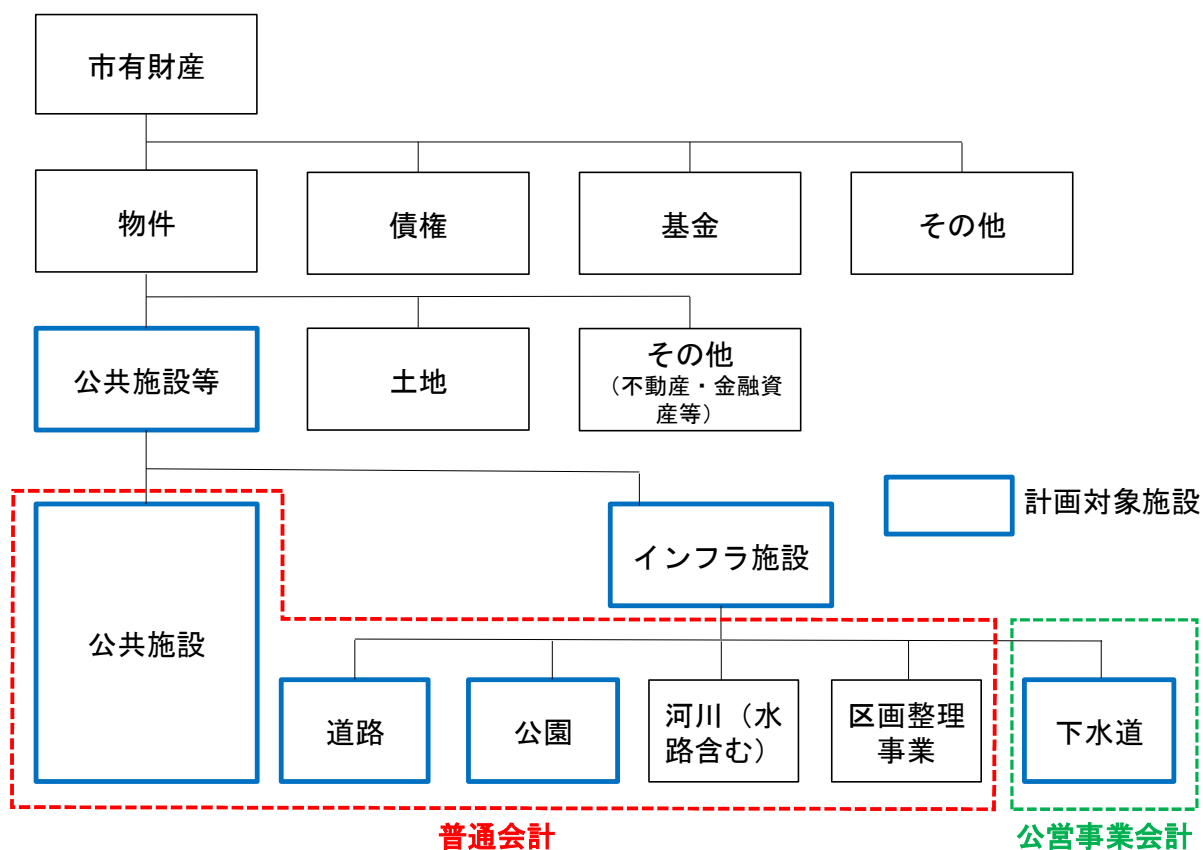
図 1-1：本計画の位置づけ



1.3 対象施設

本計画の対象施設は、公共下水道事業施設の中丸中継ポンプ場及び公園施設を除く建築物である「公共施設」と道路や橋りょうなどの社会基盤である「インフラ施設」を合わせた公共施設等^{1※}とし、河川（水路含む）、久保特定土地区画整理事業は含まないものとします。その他に、一部事務組合で運営している消防施設、水道施設、ごみ処理施設及び衛生施設については本計画の対象外としています。総務省の試算ソフトには含まれていない公園については長期的な費用の試算が困難であることから、将来費用及び投資的経費等の平均額の対象には含まないものとします。また、公共施設等は普通会計^{2※}と公営事業会計^{3※}に区分され、公営事業会計には下水道が該当します。

図 1-2：本計画の対象施設



^{1※} 公共施設等は市が管理しているものを指し、一部借地が含まれる場合もあります。

^{2※} 普通会計とは公営企業会計、国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計以外の会計を合算したものです。本市では一般会計決算額と久保特定土地区画整理事業特別会計決算額の合計から会計間の重複を控除したものです。

^{3※} 公営事業会計とは地方公共団体が経営する公営企業、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険等に係る会計の総称です。本計画においては、公共下水道事業会計が該当します。

1.3.1 公共施設

本市の所有する公共施設は91施設あり、総延床面積は15万1,023.13㎡となっています。

総務省の「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（2016年版）」を参考に、公共施設を大分類、中分類で分けた施設数等の詳細は以下のとおりです。

表 1-1：公共施設の建物の用途別延床面積

大分類	中分類	施設数	棟数	延床面積（㎡）
市民文化系施設	集会施設	15	24	18,986.81
社会教育系施設	図書館	5	5	1,946.38
	博物館等	3	16	2,542.68
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	1	3	8,696.55
産業系施設	産業系施設	1	4	938.90
学校教育系施設	学校	11	116	80,149.48
	その他教育施設	2	2	345.00
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	4	9	3,584.81
	幼児・児童施設	14	15	2,829.92
保健・福祉施設	高齢福祉施設	2	11	5,438.11
	障害福祉施設	4	8	1,906.53
	児童福祉施設	1	2	535.42
	保健施設	2	2	975.66
行政系施設	庁舎等	2	8	9,981.24
	消防施設	6	6	438.63
	その他行政系施設	1	1	634.26
公営住宅	公営住宅	2	4	1,555.59
供給処理施設	供給処理施設	1	1	423.00
その他	その他	14	31	9,114.16
計		91	268	151,023.13

出典：北本市固定資産台帳（2020年度）^{4※}

^{4※}北本市固定資産台帳の基準日は3月31日です。また、2020年度の情報については暫定値となります。

1.3.2 インフラ施設

道路や橋りょうなどのインフラ施設は以下のとおりです。

表 1-2 : インフラ施設の保有量

分 類		箇所数等	備考
道路	市道	2,231 路線	面積 : 1,711,838 m ²
橋りょう	橋りょう	98 本	面積 : 2,145 m ²
公共下水道	管きょ (汚水・雨水)	—	延長 : 194,728m
	建物 (中継ポンプ場)	1 棟	延床面積 : 176 m ²
公園・緑地	配置数	100 箇所	面積 : 424,260 m ²
	建物	32 棟	延床面積 : 2,733.24 m ²

出典 : 北本市固定資産台帳 (2020 年度)、北本市公共下水道固定資産台帳 (2020 年度)^{5※}、公園台帳 (2020 年度)

^{5※} 北本市下水道固定資産台帳及び公園台帳の基準日は3月31日です。

第2章 本市の現状と将来の見通し

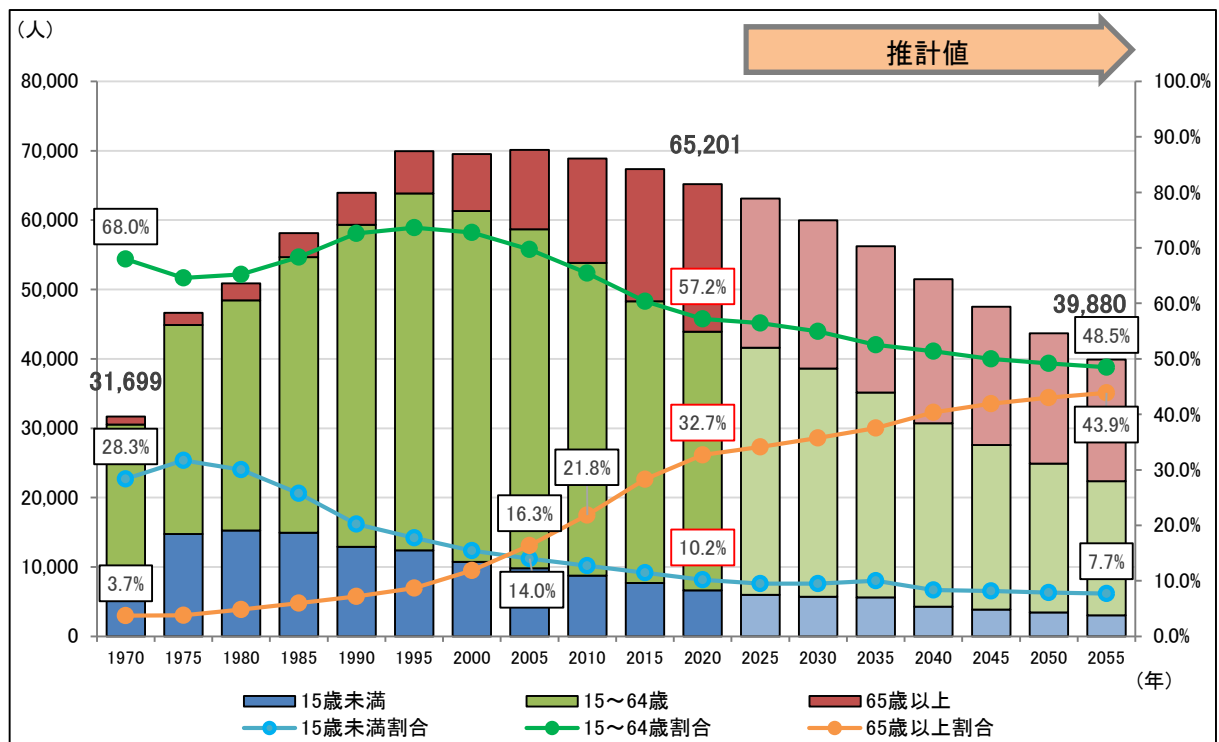
2.1 人口の状況

本市の総人口及び年齢3区分別人口の推移と将来推計を示します。

本市の人口は、1970年から概ね増加が続き、2005年をピークにその後は減少が続いています。年齢構成を3つの区分に分け、その推移を見ると、老年人口（65歳以上）が増加する一方、年少人口（15歳未満）は、1980年以降は減少傾向にあるほか、1995年まで増加していた生産年齢人口（15～64歳）も2000年には減少に転じています。また、総人口に占める年齢3区分別人口の構成割合も概ね同様の傾向となっており、今後もこうした傾向が続くことが予想されます。

本市の人口割合は、1970年に年少人口、生産年齢人口、老年人口の比率が28.3%、68.0%、3.7%と年少人口が老年人口の約8倍であったのに対し、2005年には老年人口が年少人口を上回り、2010年には超高齢社会と言われる21%を超過、一昨年の2020年にはそれぞれ、10.2%、57.2%、32.7%となりました。更に独自推計によれば、2055年には、それぞれ7.7%、48.5%、43.9%と老年人口が年少人口の約6倍になることが見込まれており、顕著な少子高齢化が急速に進むと予測されています。人口や世代構成の変化により、公共施設等に求められる機能や規模も変化することが推測されます。

図2-1：総人口及び年齢3区分別人口の推移と将来推計



出典：国勢調査（～2020年）、第五次北本市総合振興計画後期基本計画（2025～2035年）^{6※}、独自推計結果（2040～2055年）^{7※}

^{6※} 第五次北本市総合振興計画後期基本計画の値については新シミュレーションを採用しています。

^{7※} 独自推計結果については、総合振興計画後期基本計画において再計算を行った新シミュレーションと前回参照した人口ビジョン策定時の将来展望の人口が同程度の試算であったため、変更していません。今後は人口変動等の社会情勢の変化を踏まえ、本計画の改訂の際に見直しを行います。

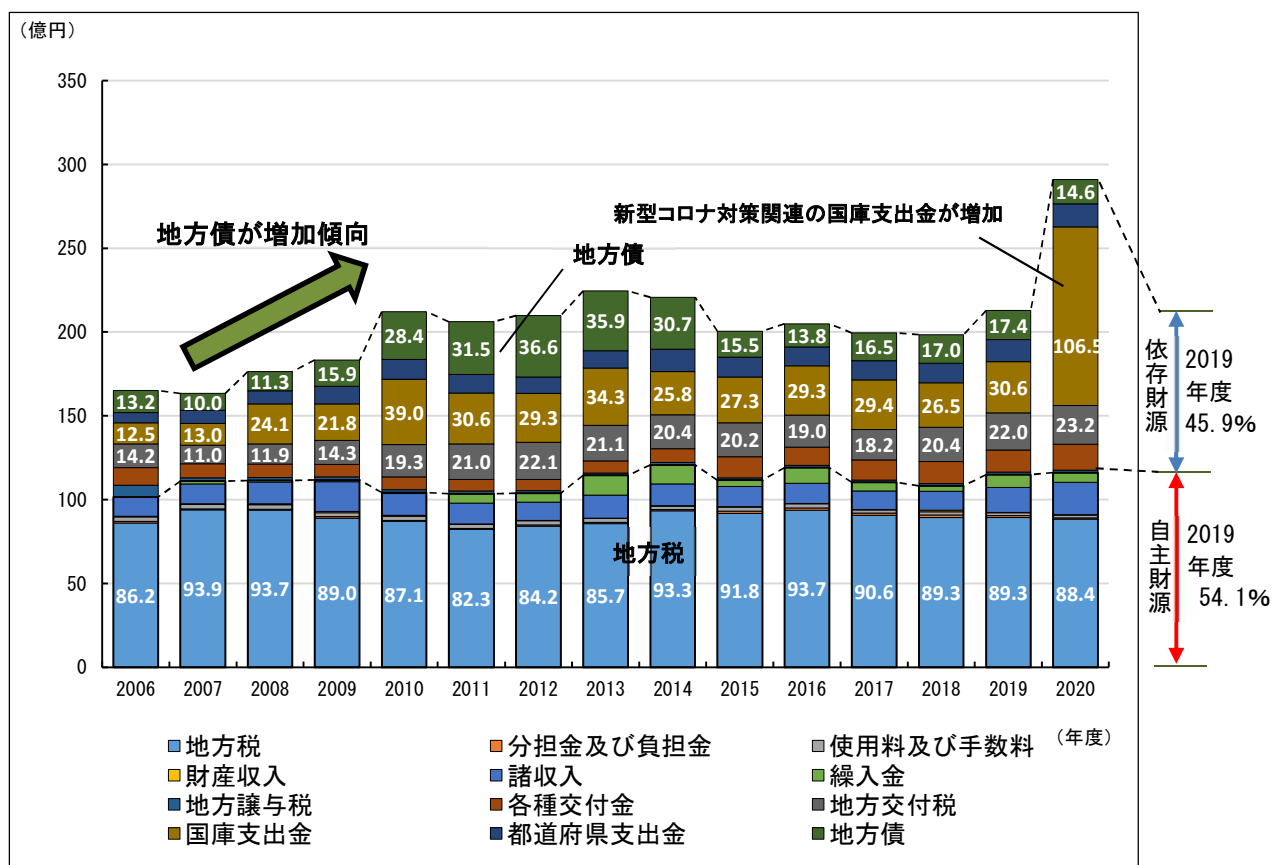
2.2 財政状況

2.2.1 歳入決算額の推移

本市の普通会計の歳入決算額は、2006年度から2009年度は163～183億円程度であったものが、2010年度以降、小・中学校校舎耐震補強及び大規模改修事業、庁舎建設事業等の実施による地方債の増加により、206～225億円程度まで増加しましたが、一連の大型事業が終了し、2015年度からは減少しています。2015年度以降は200億円前後で推移していましたが、2020年度は新型コロナウイルス感染症対策関連の国庫支出金が増加したため、歳入決算額は291億円となりました。

歳入決算の割合については、特殊事情となる2020年度ではなく、2019年度を見ると、地方税が約89億円、次いで国庫支出金の約31億円、地方交付税の約22億円の順であり、自主財源の割合が54.1%、依存財源の割合が45.9%と、歳入の約半分を地方交付税など国や県からの財源が占める状況となっています。

図 2-2：歳入決算額の推移（普通会計）



出典：総務省「決算カード」、2020年度は行政報告書「決算カード」

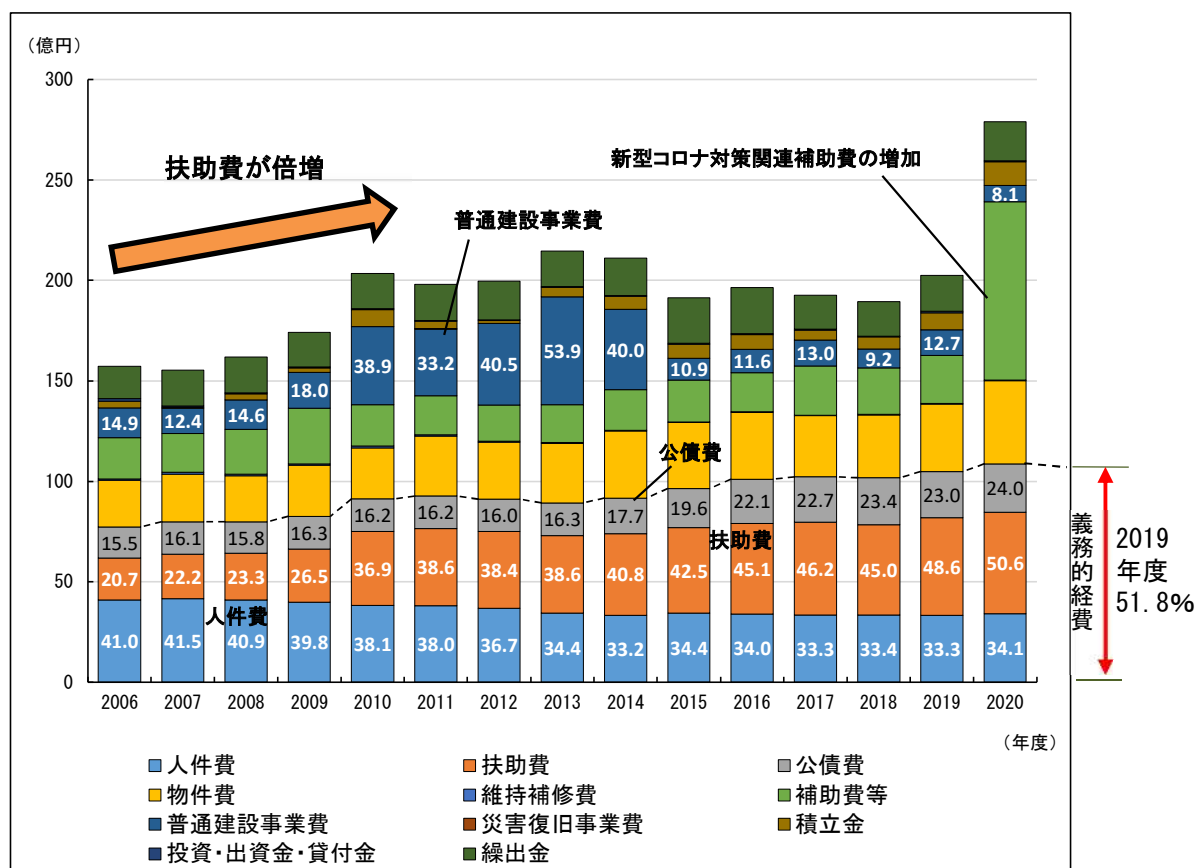
2.2.2 歳出決算額の推移

本市の普通会計の歳出決算額は、2006年度から2009年度については155～174億円程度で推移していましたが、2010年度から2014年度までに実施した小・中学校校舎耐震補強及び大規模改修事業、庁舎建設事業等により普通建設事業費⁸*が増加し、198～215億円程度となりました。一連の大型事業が終了した2015年度から2019年度は200億円前後で推移していましたが、2020年度は新型コロナウイルス感染症対策に係る補助費等の増加により、279億円となりました。

扶助費⁹*については2006年度より増加傾向であり、2020年度には50.6億円となり2006年度の2.5倍となっております。また、公債費¹⁰*については2010年度から2014年度の普通建設事業費の市債及び臨時財政対策債¹¹*の返済のため、2014年度から増加しており2020年度には24億円と2006年度の1.5倍となっております。

歳出決算の割合については、特殊事情となる2020年度ではなく、2019年度で見ると義務的経費¹²*が全体の51.8%を占め、その中でも扶助費が最も多く約48.6億円、次いで人件費の約33.3億円の順となっています。

図 2-3：歳出決算額の推移（普通会計）



出典：総務省「決算カード」、2020年度は行政報告書「決算カード」

8※ 普通建設事業費とは道路、公園、学校、庁舎など公共又は公用施設の新増設等の建設事業に要する経費

9※ 扶助費とは社会保障制度の一環として、生活保護法、児童福祉法等の法令に基づく被扶助者への支給や市が単独で行う各種保障のための経費

10※ 公債費とは地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費

11※ 臨時財政対策債とは国から地方自治体に交付する地方交付税の原資が足りないため、不足分の一部を地方自治体が借入する地方債を言います。臨時財政対策債の元利償還金相当額は、その全部を後年度の地方交付税の基準財政需要額に算入することとされています。

12※ 義務的経費とは法令などで義務付けられており、歳入の状況に関わらず発生してしまう性質の経費です。ここでは、人件費、扶助費、公債費を言います。

2.2.3 財政力指数と経常収支比率

地方公共団体の財政力を示す指標である財政力指数^{13※}は、2020年度時点で0.80（同類型市^{14※}の2019年度^{15※}の平均は0.74）となっています。財政力指数が高いほど財源に余裕があり、本市は全国と同類型市に比べ比較的財政力の高い市といえます。

一方、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率^{16※}は2020年度時点で91.2%（同類型市の2019年度の平均は93.9%）となっており、この値が低いほど新たな施策等に充てられるお金が多くあることを示しています。同類型市と比較してやや低い値となっていますが、弾力性があるとまでは言えません。

図 2-4：財政力指数の年度別推移

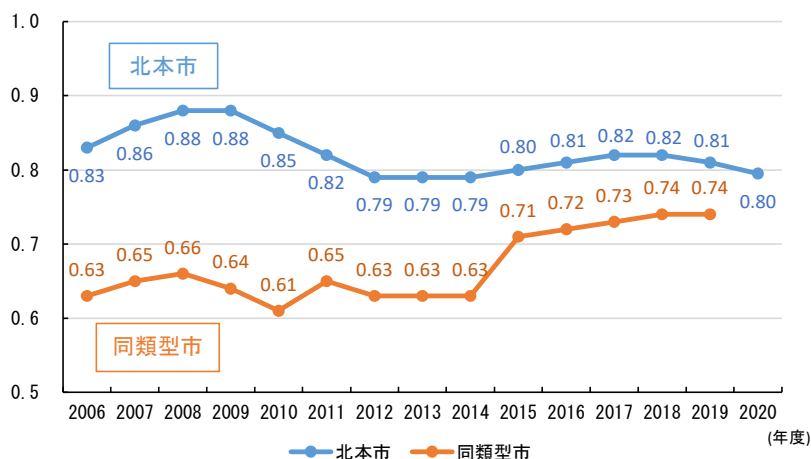
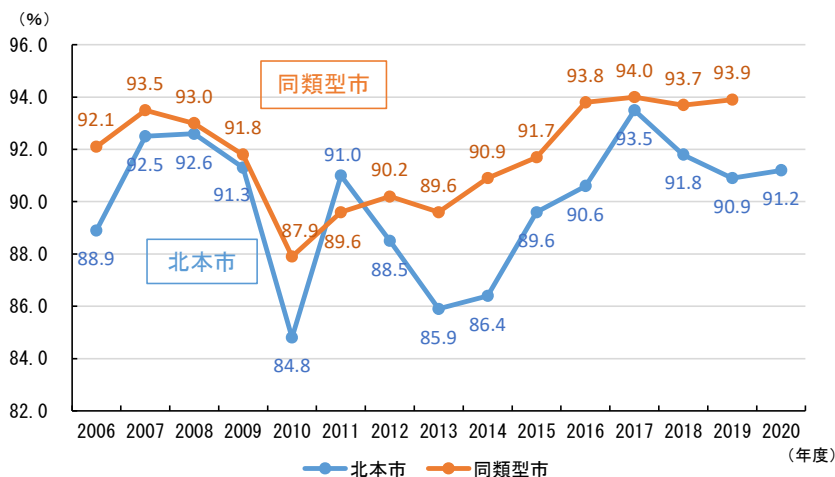


図 2-5：経常収支比率の年度別推移



^{13※} 財政力指数とは地方公共団体の財政力を示す指数です。国が地方公共団体に対する財政援助の程度を決定する際の指標として用いられます。

^{14※} 決算カードに記載の「類型」は、人口と産業構造により設定されており、国勢調査結果に基づき、中核市及び特例市についてはⅠ類型、都市についてはⅡ類型、町村についてはⅢ類型に区分されています。2019年度は埼玉県内で北本市と同じⅡ-3に区分される都市は、飯能市、志木市、桶川市、蓮田市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市となります。

^{15※} 同類型市の2020年度の値は、総務省から発表がなされていないため掲載していません。

^{16※} 経常収支比率とは毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合を指します。

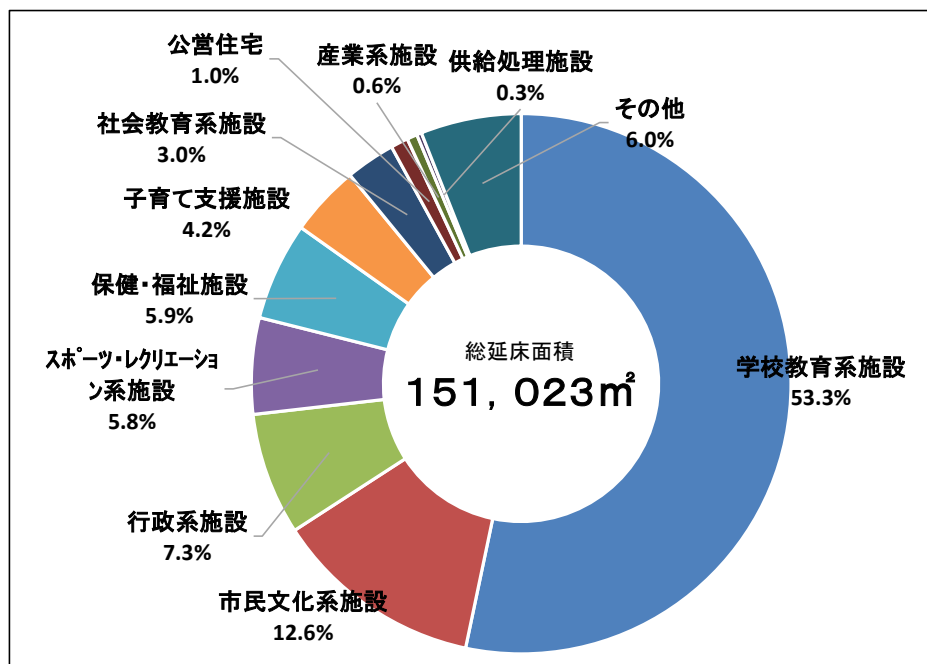
2.3 公共施設等の現状

2.3.1 公共施設の現状

(1) 公共施設の用途別延床面積

延床面積の内訳によると、学校教育系施設が全体の 53.3%、次いで市民文化系施設の 12.6%、行政系施設の 7.3%の順となっており、この3分類で全体の約7割を占めています。

図 2-6：公共施設の用途別延床面積割合



出典：北本市固定資産台帳（2020年度）

表 2-1：公共施設の用途別延床面積と割合

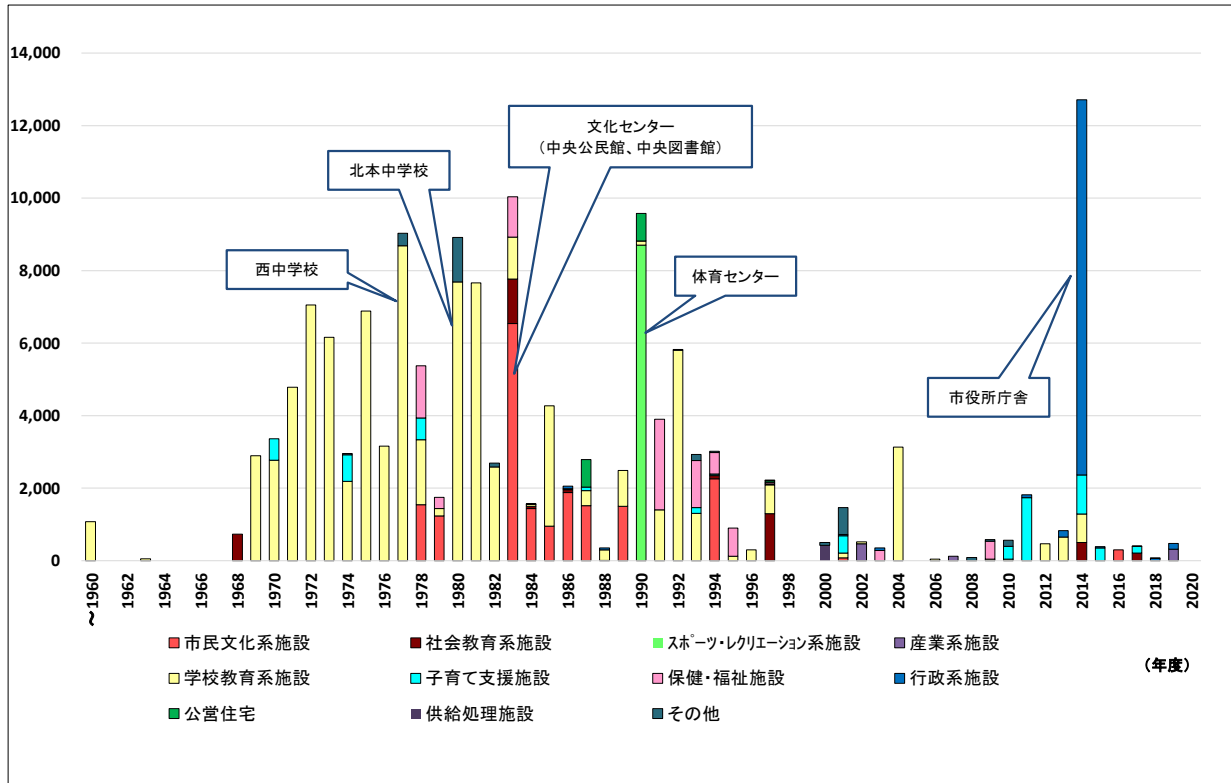
分類	面積(m ²)	割合
学校教育系施設	80,494.48	53.3%
市民文化系施設	18,986.81	12.6%
行政系施設	11,054.13	7.3%
スポーツ・レクリエーション系施設	8,696.55	5.8%
保健・福祉施設	8,855.72	5.9%
子育て支援施設	6,414.73	4.2%
社会教育系施設	4,489.06	3.0%
公営住宅	1,555.59	1.0%
産業系施設	938.90	0.6%
供給処理施設	423.00	0.3%
その他	9,114.16	6.0%
計	151,023.13	100.0%

出典：北本市固定資産台帳（2020年度）

(2) 公共施設の築年度別整備状況

本市の管理する公共施設の総延床面積は約 15 万㎡です。1968 年度以降、学校をはじめとして継続的に施設を建設してきました。1983 年度には文化センター（中央公民館、中央図書館）、1990 年度には体育センターを新たに整備し、2014 年度には市役所庁舎の建替えを行っています。

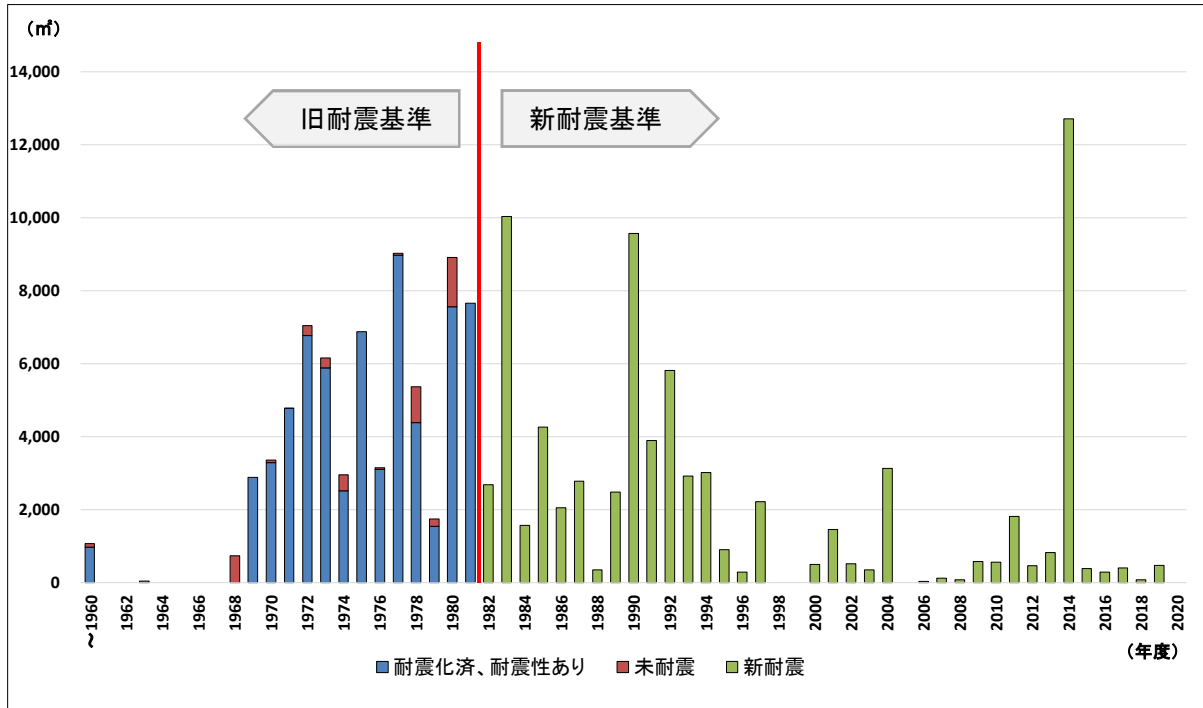
図 2-7：公共施設の年度別整備状況



(3) 耐震化の状況

本市では、北本市住宅・建築物耐震改修促進計画を策定し、建築物の耐震化を促進してきました。市が所有し、多数の者が利用する建築物^{17*}は、耐震化率^{18*}100%となりましたが、引き続き小規模な建築物についても耐震化を促進し、居室を有する建築物については 2025 年度までに耐震化率 100%を目標として設定しています。

図 2-8：公共施設の耐震化状況



注) 耐震診断・改修が不明な施設は、「未耐震」としています。

17* 多数の者が利用する建築物とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律第 14 条第 1 項に規定する学校、集会所、社会福祉施設等で一定階数以上かつ一定床面積以上の建築物を言います。

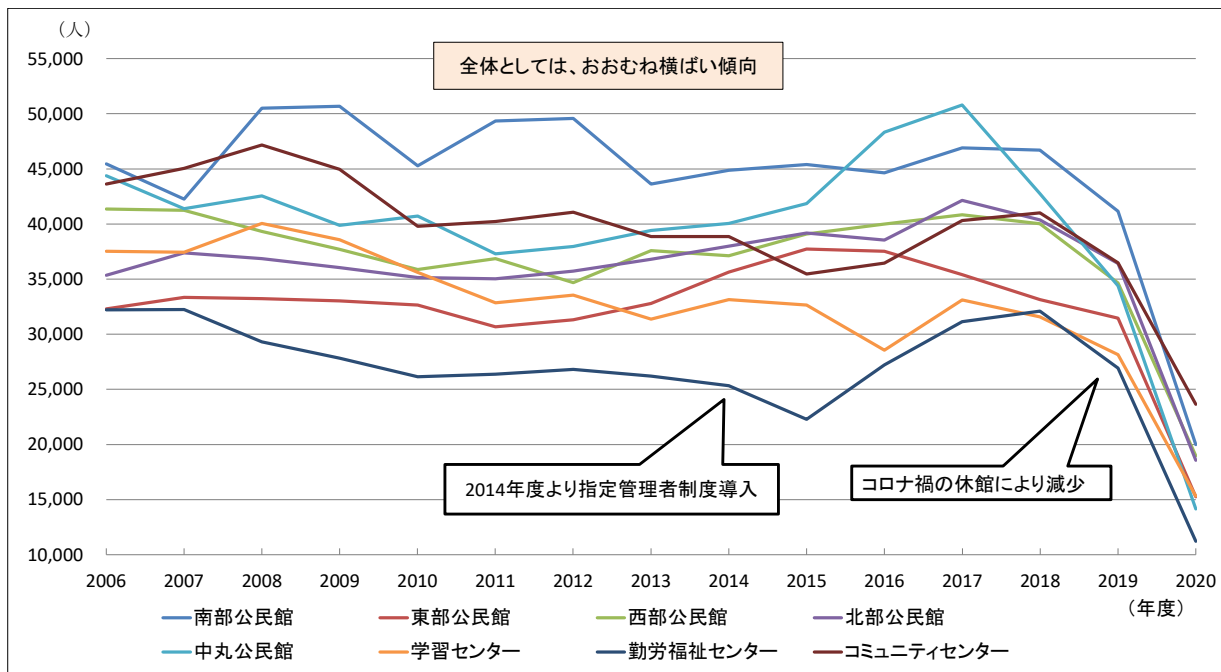
18* 耐震化率とは耐震性能を一定以上有する建物の割合をいい、耐震改修実施の有無を問いません。

(4) 公共施設の利用状況

地区公民館等の利用者は、年度による増減があるもののおおむね横ばいであるといえます。2015年度から2018年度までは多くの施設で増加していることがわかります。

2019年度から2020年度については、コロナ禍の休館等により減少しております。

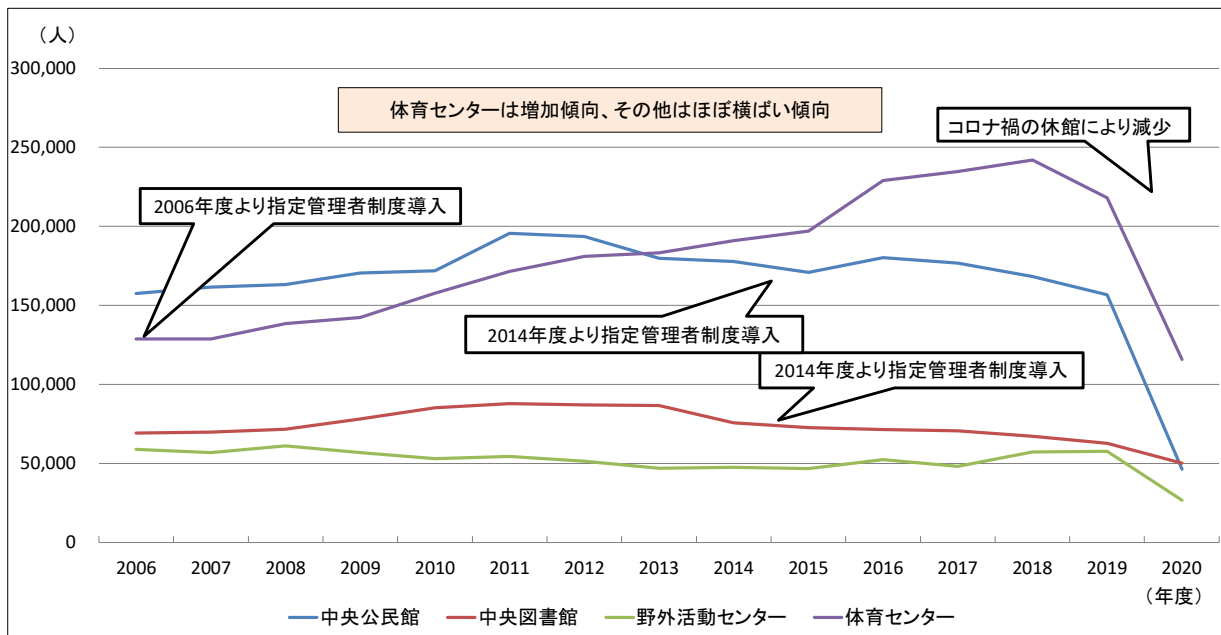
図 2-9：市民文化系施設の利用状況（地区公民館等、集会室の利用を含む）



中央公民館、中央図書館については2011年度から2013年度にかけて増加していますが、おおよそ横ばいです。

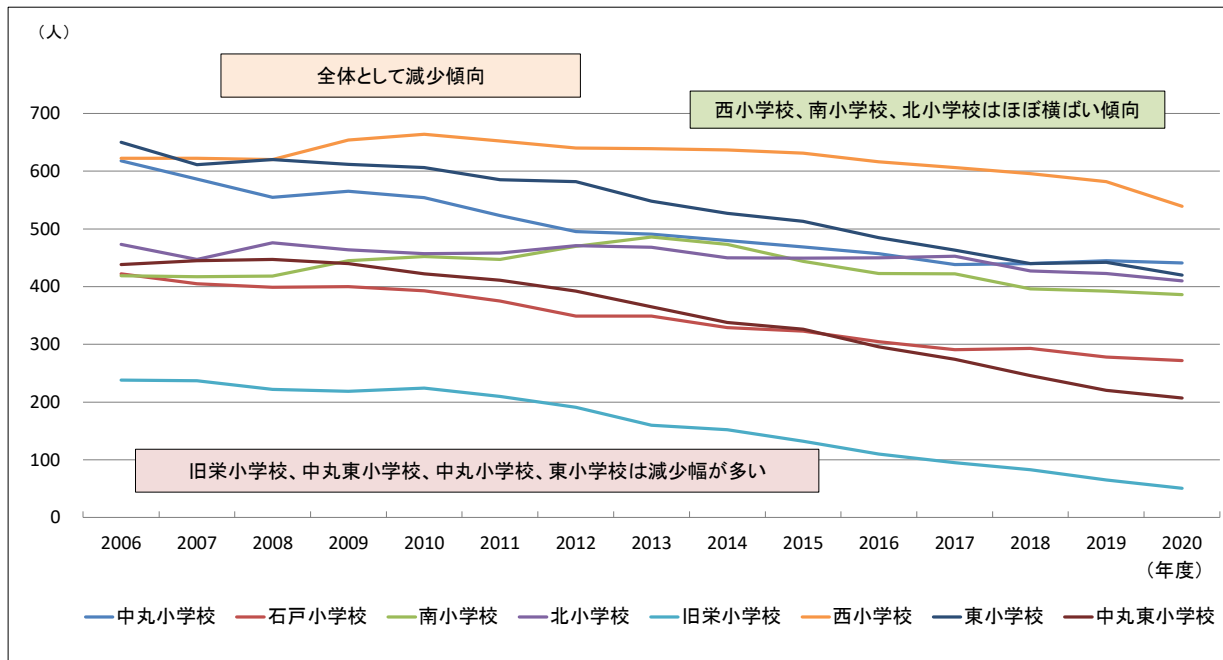
野外活動センターについても、5万人程度で推移しています。体育センターについては増加傾向であり、2018年度は2006年度の約1.7倍となっています。

図 2-10：中央公民館、中央図書館、野外活動センター、体育センターの利用状況



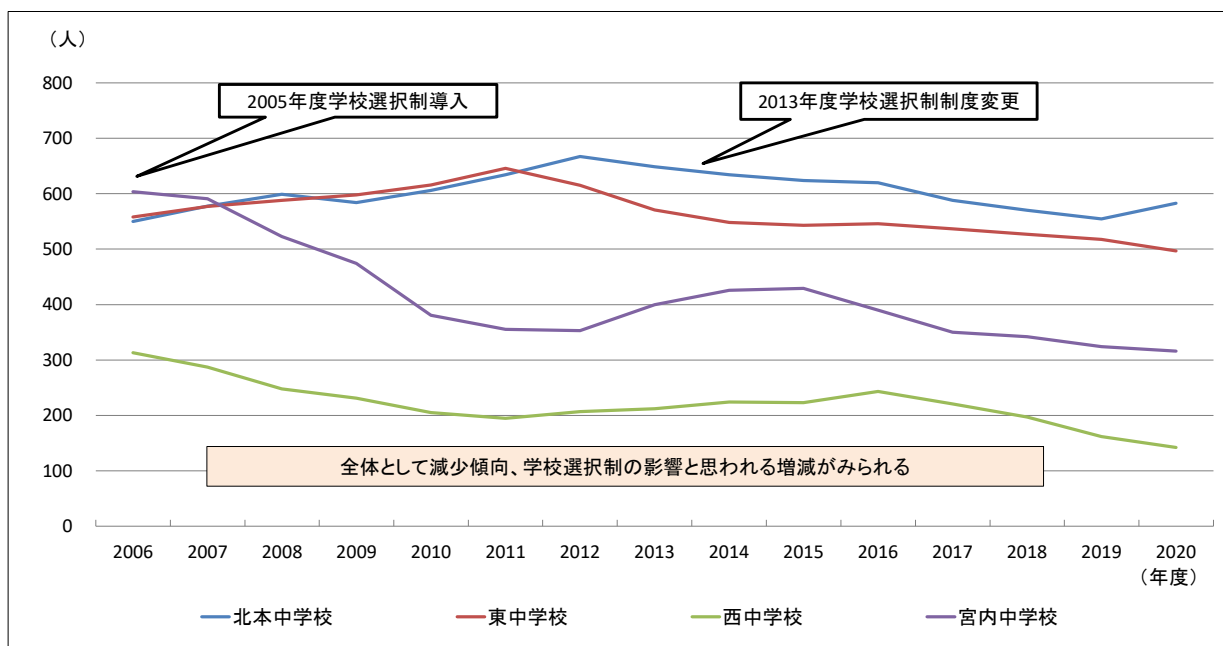
学校教育系施設（小学校）の児童数全体については、2006年度の3,880人に対して、2020年度は2,726人と15年間で約3割減少しています。学校別に見ると西小学校、南小学校、北小学校はほぼ横ばいであるのに対し、旧栄小学校、中丸東小学校、中丸小学校、東小学校は大幅な減少が見られます。なお、栄小学校については、2020年度末に閉校しました。

図 2-11：学校教育系施設状況（小学校）



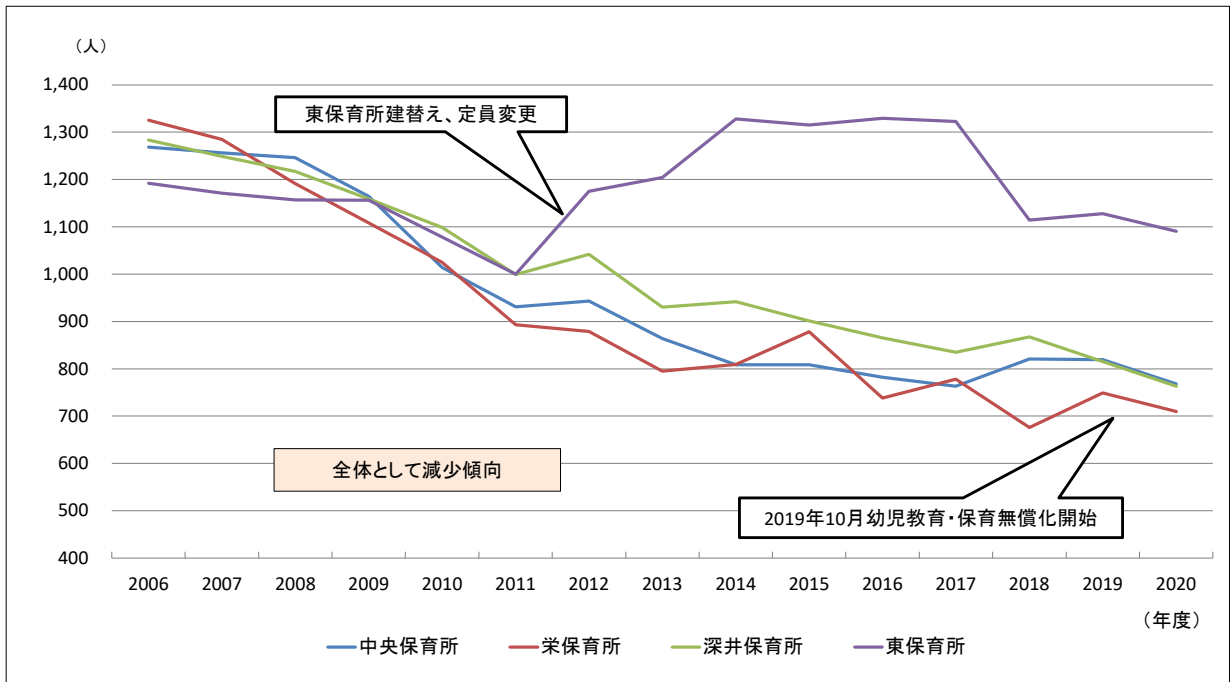
学校教育系施設（中学校）の生徒数については、2006年度の2,025人に対して、2020年度は1,538人と15年間で約24%減少しています。学校別に見ると北本中学校、東中学校はほぼ横ばいであるのに対し、西中学校と宮内中学校は大幅な減少が見られます。また、学校選択制の制度変更が要因と思われる増減が2013年度前後に見られます。

図 2-12：学校教育系施設状況（中学校）



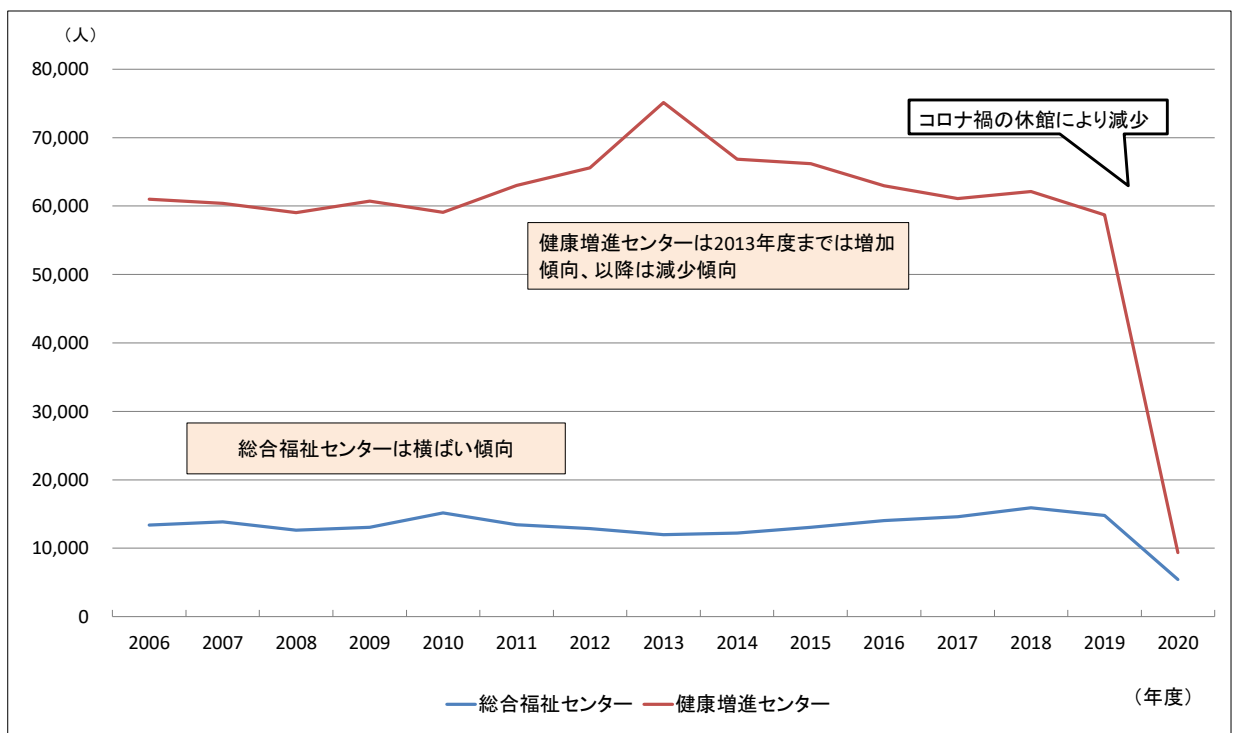
保健・福祉施設（保育所）の児童数については、全体としては減少傾向です。東保育所の建替え、定員変更により増加がみられます。

図 2-13：保健・福祉施設状況（保育所）



保健・福祉施設（健康増進センター、総合福祉センター）の利用者数については、健康増進センターは、2011年度から2013年度は増加傾向ですが、2014年度からは減少傾向です。総合福祉センターは横ばいです。

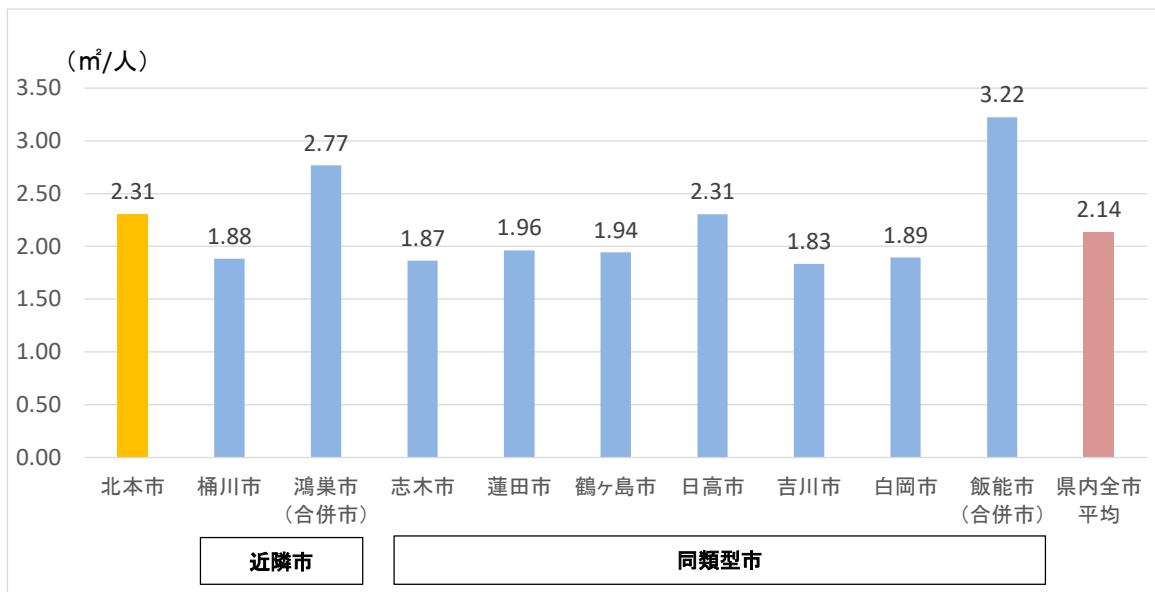
図 2-14：保健・福祉施設状況（健康増進センター、総合福祉センター）



(5) 近隣市、同類型市との比較

本市の市民1人当たり行政財産（建物）について、近隣市及び同類型市（P 8 脚注 14※参照）、県内全市平均と比較を行いました。本市の1人当たり行政財産（建物合計）は2.31 m²/人であり、県内では合併市である飯能市、鴻巣市に次いで大きくなっています。近隣市では桶川市より大きく、同類型市では日高市と並んで2番目に大きくなっています。埼玉県内全市平均に比べても大きく、人口を基準とした比較で公共施設面積が大きい市と言えます。

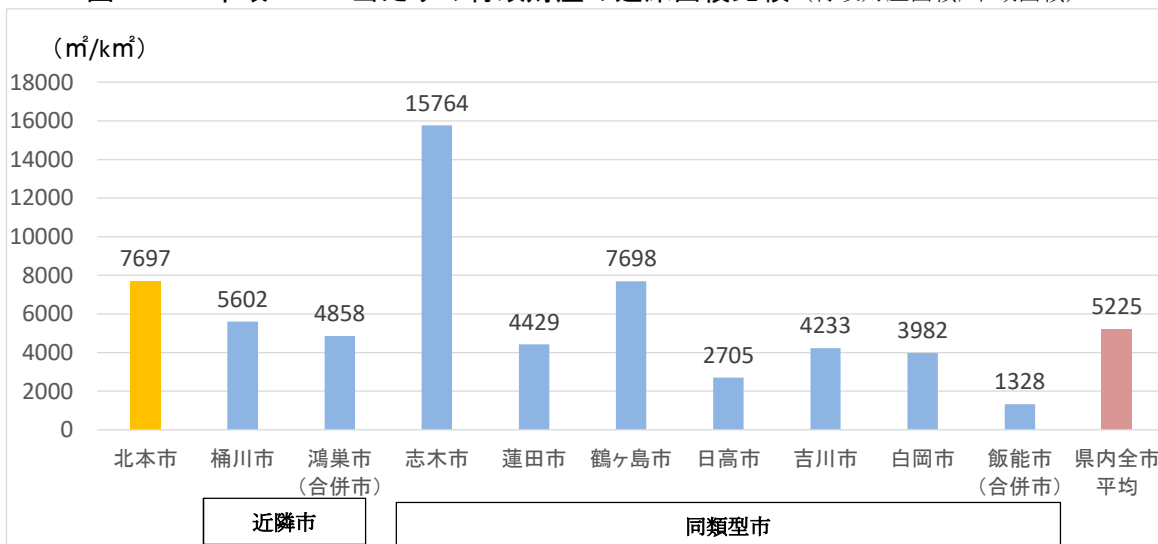
図 2-15：住民一人当たりの行政財産の延床面積比較（行政財産面積/住民基本台帳登録人口）



出典：令和元年 埼玉県公共施設概要

本市の市域1k m²当たりの行政財産（建物）について、近隣市及び同類型市（II-3）、県内全市平均と比較を行いました。本市の1k m²当たりの行政財産（建物合計）は7,697 m²/k m²であり、志木市、鶴ヶ島市に次いで大きく、近隣市では鴻巣市、桶川市よりも大きくなっています。県内全市平均に比べても大きく、市域面積を基準とした比較でも公共施設面積が大きい市と言えます。

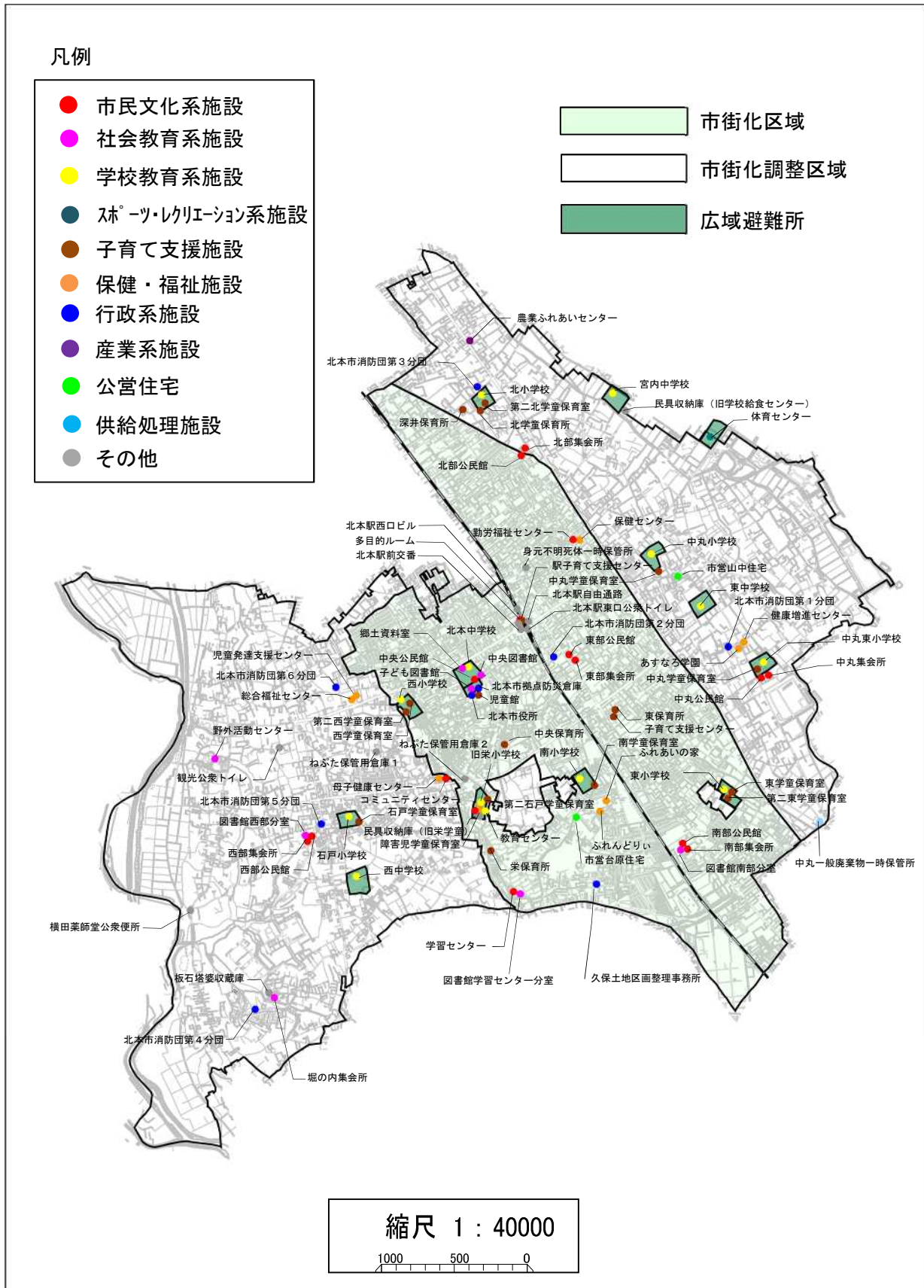
図 2-16：市域1k m²当たりの行政財産の延床面積比較（行政財産面積/市域面積）



出典：令和元年 埼玉県公共施設概要、2020年度埼玉県統計年鑑

(6) 公共施設の分布状況

図 2-17 : 公共施設の分布状況 (2021 年 3 月 31 日時点)



2.3.2 インフラ施設の現状

(1) 道路

本市はこれまでに約 330 kmの道路を整備しました。

表 2-4 : 道路の整備状況

分 類		箇所数等	備考
道路	市道	2,231 路線	面積 : 1,711,838 m ²

出典 : 北本市固定資産台帳 (2020 年度)

(2) 橋りょう

本市は、これまで全 98 本、2,145 m²の橋りょうを整備しました。

表 2-5 : 橋りょうの整備状況

分 類	箇所数等	備考
橋りょう	98 本	面積 : 2,145 m ²

出典 : 北本市固定資産台帳 (2020 年度)

(3) 公共下水道

本市の公共下水道(管きょ)は、1964 年度から整備を開始し、特に 1974 年度から 1997 年度にかけては、毎年 4,000m以上の公共下水道(管きょ)を整備してきました。現在も継続して整備を進めています。

表 2-6 : 公共下水道の整備状況

分 類		箇所数等	備考 (延長)
公共下水道 (管きょ)	污水管	—	185,087m
	雨水管	—	9,641m
	合計	—	194,728m
公共下水道 (建物)	ポンプ場	1	—

出典 : 北本市公共下水道固定資産台帳 (2020 年度)

(4) 公園・緑地

本市は、これまでに 100 箇所の公園を整備しています。1974 年度に北本市子供公園を整備し、1986 年度には北本総合公園、1995 年度には高尾さくら公園、2012 年度には北本水辺プラザ公園を整備しました。

表 2-7：公園・緑地の整備状況

分 類		箇所数等	備考（面積）
公園・緑地	街区公園 ^{19※}	87 箇所	79,277 m ²
	近隣公園 ^{20※}	8 箇所	205,000 m ²
	都市緑地 ^{21※}	4 箇所	33,966 m ²
	総合公園 ^{22※}	1 箇所	106,017 m ²
計		100 箇所	424,260 m ²

出典：公園台帳（2020 年度）

19※ 街区公園とは街区住民の利用を目的とした公園です。

20※ 近隣公園とは公園近隣住民の利用を目的とした公園です。

21※ 都市緑地とは主に都市の自然的環境の保全や、景観の向上を図るために設けられている緑地です。

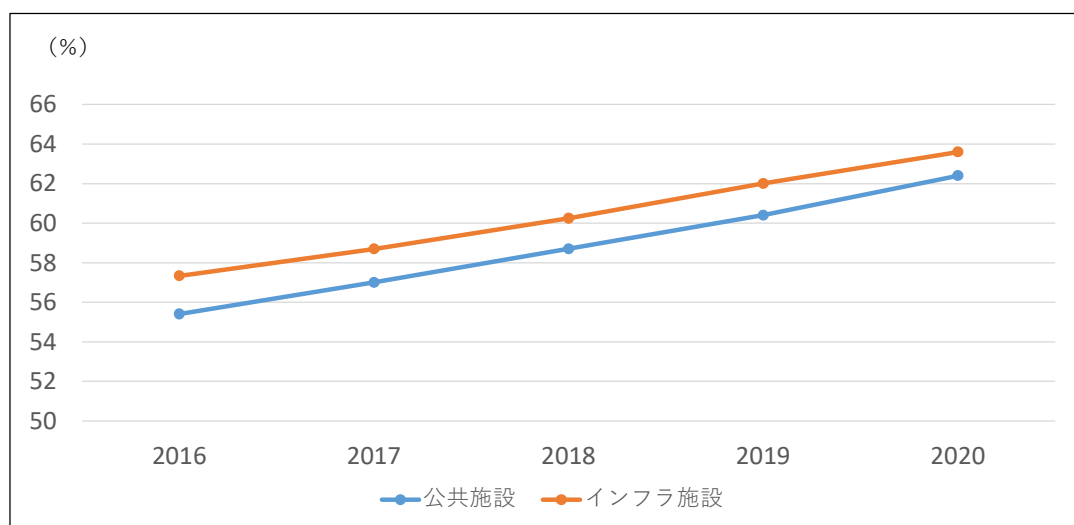
22※ 総合公園とは都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用を目的とした公園です。

2.3.3 有形固定資産減価償却率の推移

公共施設等の有形固定資産減価償却率は資産の老朽化状況を表す指標であり、100%となると耐用年数に到達したことを意味しています。固定資産台帳を整備した2016年度から算出しており、その推移については、普通会計の公共施設、インフラ施設は毎年1.5%前後増加し、2019年度には60%を超え、顕著な老朽化が進んでいることが分かります。このままの推移で進むと想定残存年数は20年から30年となります。

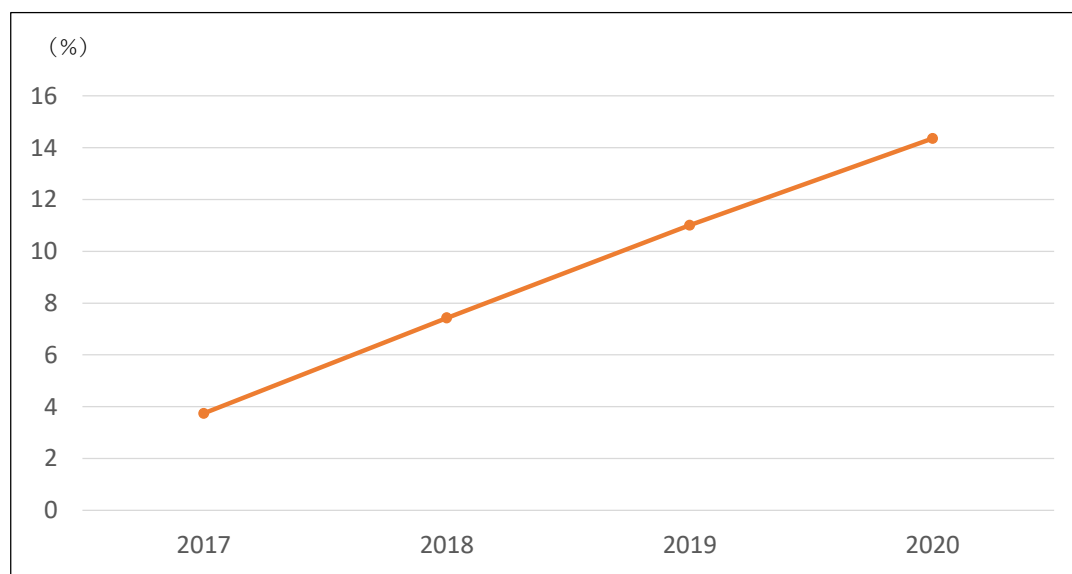
公営事業会計の下水道施設については、2017年度に普通会計から公営事業会計^{23※}になったため、2020年度で約14%と低くなっており、毎年約3%増加しています。このままの推移で進むと想定残存年数は約30年となります。

図2-17：公共施設等の有形固定資産減価償却率の推移（普通会計）



出典：北本市固定資産台帳（2020年度は暫定値となります。）

図2-18：公共施設等の有形固定資産減価償却率の推移（公営事業会計）



出典：地方公営企業決算状況調査

^{23※} 地方公営企業法適用時における固定資産帳簿価額は資産取得時から法適用日（2017年4月1日）の前日までに減価償却が行われてきたものとみなし、取得価額から減価償却累計額相当額を控除して算出している。

2.3.4 公共施設延床面積の推移

公共施設の延床面積の推移については、公共施設等総合管理計画を策定した際の公共施設の情報（2016年4月1日）を基準とした比較を下記に示します。適正配置計画及び個別施設計画を策定中であるため、小規模な増築、既存施設の建替えとなっています。大きな増減はないものの、微増となっています。

表 2-8：公共施設の延床面積の推移^{24※}

	延床面積合計	増減 (2016年4月1日起点)	増減割合 (2016年4月1日起点)
2016 (H28) 4月1日現在	150,454.11 m ²	—	—
2016 (H28) ^{25※}	150,621.32 m ²	167.21 m ²	100.11%
2017 (H29)	151,298.87 m ²	884.76 m ²	100.59%
2018 (H30)	151,377.92 m ²	923.81 m ²	100.61%
2019 (R1)	151,559.46 m ²	1105.35 m ²	100.73%
2020 (R2)	151,023.13 m ²	569.02 m ²	100.38%

表 2-9：2016年度以降に実施した主な建設関連事業

実施年度	主な事業
2016年度	堀の内集会所建替え
2017年度	野外活動センターバンガロー等増築
	西学童保育室建替え
	観光トイレ新築
2018年度	北本駅東口公衆トイレ移築
	庁舎西側駐輪場増築
2019年度	農業ふれあいセンター増築
	貸付建物（リサイクル協同組合倉庫）解体
	北本市消防団第1分団、第5分団建替え
2020年度	旧教育センター解体
	貸付建物（リサイクル協同組合事務所）解体

^{24※} 面積の増減については、錯誤による面積変更も含まれます。

^{25※} 延床面積の根拠となる北本市固定資産台帳については3月31日を基準にしています。

2.3.5 過去に実施した対策

2017年3月に本計画を策定してから実施した対策については以下のとおりです。

表 2-10：過去に実施した対策

年月	過去に実施した対策
2018. 5 月	公共施設マネジメント実施計画（適正配置計画、個別施設計画）の策定に着手
2018. 9 月	「これからの公共施設のあり方を考える」市民説明会実施
2018. 9 月	市民アンケート実施（16歳以上の市民2000人を無作為抽出）
2018. 9 月	公民館等にて施設利用者アンケートを実施
2018. 9 月	劣化状況調査の自主点検職員研修会を実施
2018. 10 月	施設所管課による自主点検による劣化状況調査を実施
2018. 12 月～2019. 4 月	市民ワークショップ実施（全6回）
2019. 2 月	北本市立学校の適正規模等に関する基本方針を策定
2019. 3 月	公共施設マネジメントシステム導入
2019. 7 月～12 月	北本市公共施設等総合管理計画推進審議会を4回開催
2020. 3 月	公共施設マネジメント実施計画 適正配置計画編を策定
2020. 4 月	個別施設計画の策定に着手
2020. 6 月～7 月	北本市公共施設地域説明会（全8回）
2020. 7 月	北本市公共施設適正配置計画市民説明会実施（全2回）
2020. 3 月	貸付建物（リサイクル協同組合事務所）、旧教育センター解体
2021. 3 月	個別施設計画策定（学校教育系施設及び子育て支援施設）
2021. 3 月	北本市立学校の適正規模等に関する基本方針に基づき、北本市立栄小学校が閉校し、石戸小学校と統合

2.4 将来費用の試算

2.4.1 公共施設等に要した費用の推移

直近 15 年間の市全体の投資的経費等（普通会計の普通建設事業費及び公共下水道会計の建設改良費）の推移は以下のとおりです。2010 年度から 2014 年度までの 5 年間には、庁舎の建替えや学校の耐震改修及び大規模改修が集中して行われたことで、市債が多く発行されています。この市債残高の増加は市の財政運営を大きく圧迫しているため、直近 5 年間では投資的経費等を 14 億円前後に抑えている状況です。

図 2-19：公共施設等に要した投資的経費等の推移（下水道事業含む）

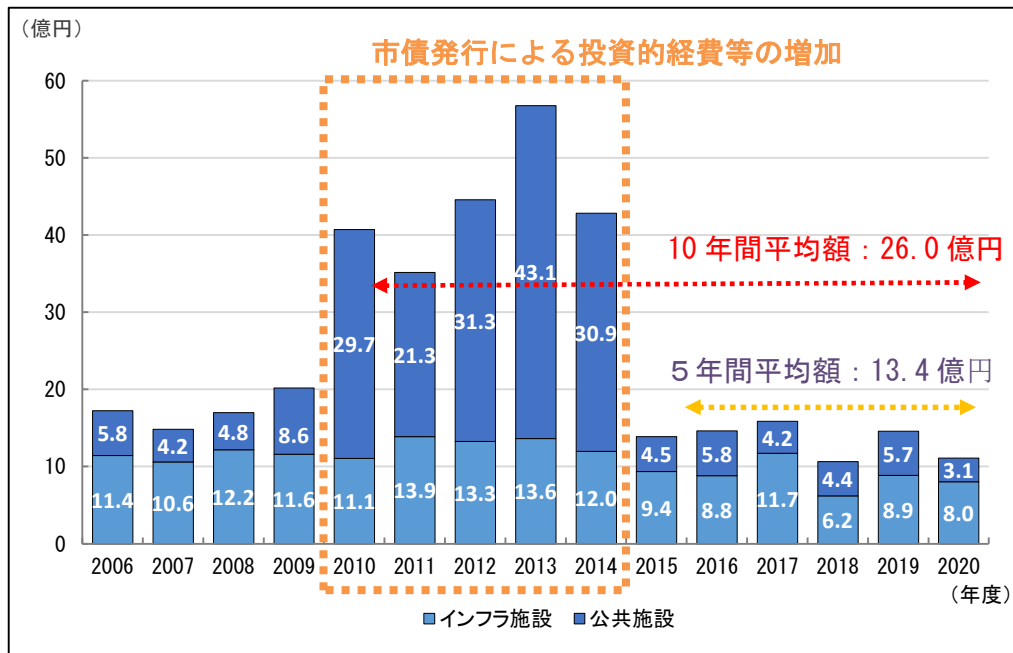
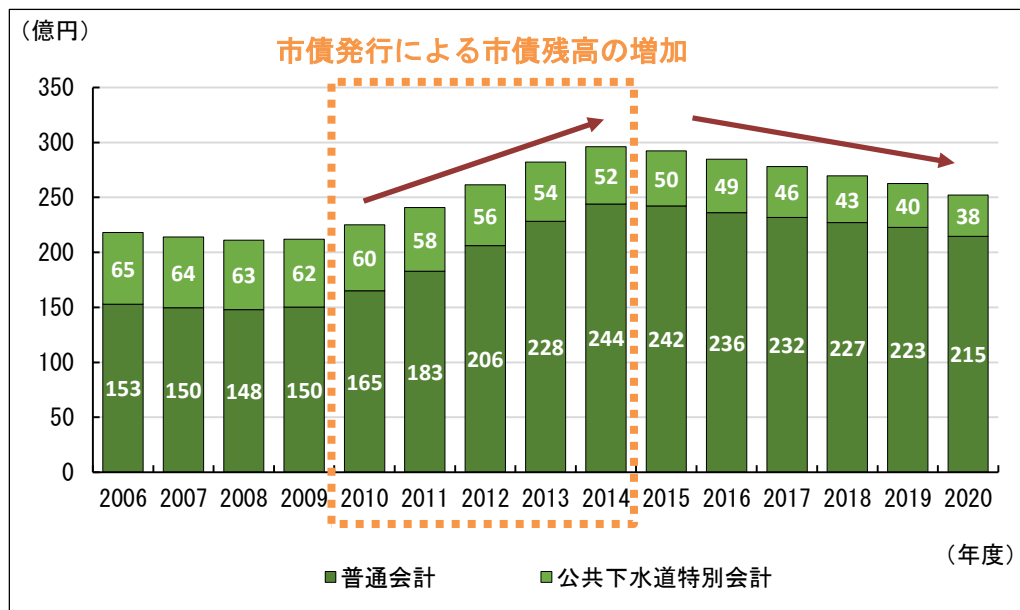


図 2-20：市債残高の推移



2.4.2 将来の投資可能額の検討

過去の投資的経費の平均額は、将来投資可能額の目安となるものですが、本市においては図 2-19 のとおり 2010 年度から 2014 年度に多額の投資を行ったことにより、2016 年度から 2020 年度の過去 5 年間の投資的経費は低く抑えています。そのため、この値を将来投資可能額にしてしまうと、低くなりすぎてしまうため、2010 年度から 2014 年度の大規模投資の 1/30 の額^{26※}約 4.4 億円を 5 年間の投資的経費の平均額約 10.3 億円に加えるものとし、総務省の試算ソフトには含まれていない河川、公園、区画整理事業の経費を投資的経費から除いた上で、維持補修費の平均額を加えた 15.1 億円/年を投資的経費等平均額とし、将来費用試算の際の比較に用います。

一方で、健全な公債費の管理の視点から推定した今後 10 年程度の財政上の上限額^{27※}は 12.8 億円/年となり、今後は、市税収入や公債費の適正な管理を勘案し、財政上の上限額を上げていく必要があります。

表 2-11：会計別投資的経費の平均額（単位：千円）

		2016	2017	2018	2019	2020	過去 5 年間の 平均額
普通	公共施設	608,580	431,804	444,900	572,857	311,015	473,831
	インフラ 施設 ^{28※}	202,757	302,681	290,929	362,811	378,947	307,625
公営事業	下水道	298,490	288,847	141,837	192,064	302,084	244,664
合計		1,109,827	1,023,332	877,666	1,127,732	992,046	1,026,121

表 2-12：維持補修費の平均額（単位：千円）

		2016	2017	2018	2019	2020	過去 5 年間の 平均額
普通	公共施設	20,169	22,492	29,174	26,868	25,031	24,747
	インフラ施設	5,113	5,829	4,960	5,937	5,217	5,411
公営事業	下水道	2,026	15,928	16,725	8,316	11,196	10,838
合計		27,308	44,249	50,859	41,121	41,444	40,996

表 2-13：将来投資可能額の目安となる投資的経費平均額（単位：千円）

	金額
過去 5 年間の平均額	1,026,121
2010 年度から 2014 年度の大規模投資の 1/30 の額	440,729
維持補修費の過去 5 年間の平均額	40,996
合計	1,507,846

^{26※} 公共施設等更新試算ソフト仕様書では、投資的経費の実績について、大規模な施設の整備があった際に、これに係る投資的経費を加えることとした場合、比較基準として適当ではないので、一般的な公共施設の起債の償還年限の上限である 30 年を基に整備した費用の 30 分の 1 を比較基準に参入し、平準化を図っている。

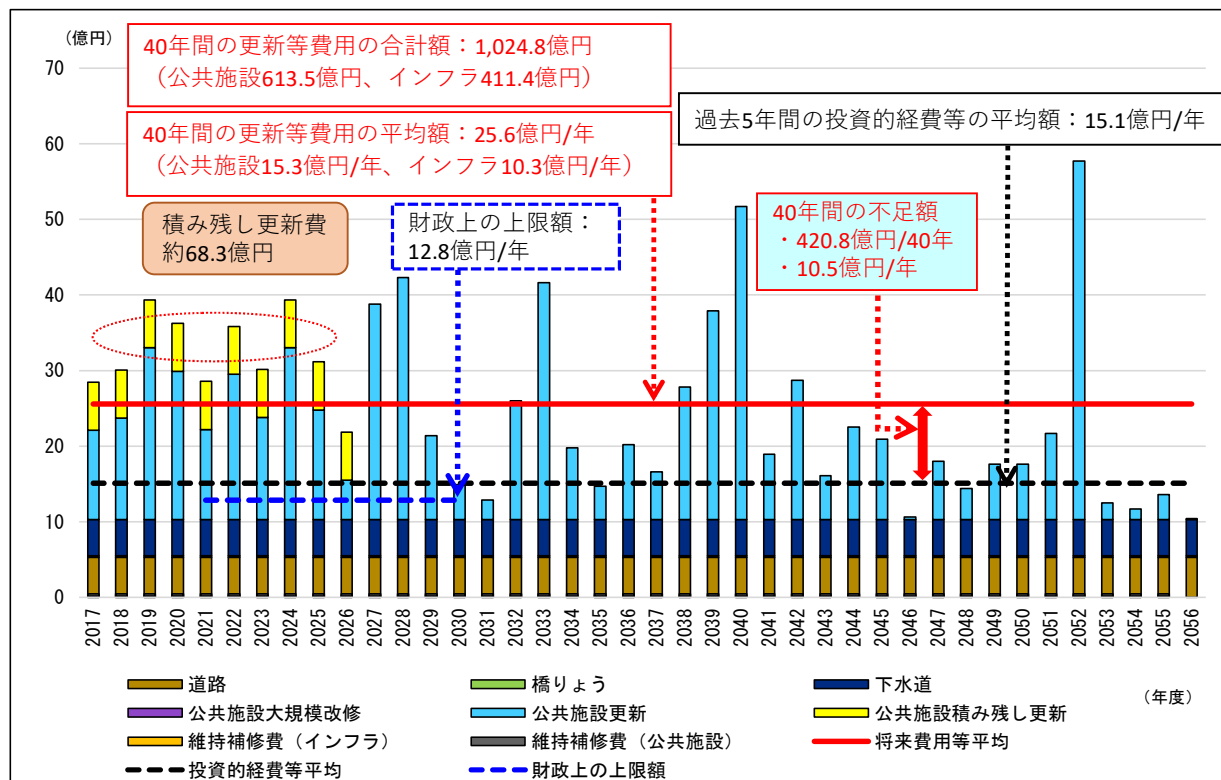
^{27※} 財政上の上限額は、今後の健全な市政運営を想定した上での公債費の管理から推定した対象施設分の投資可能金額に維持保全費の過去 5 年間の平均額を加えたものです。

^{28※} インフラ施設は、河川、公園、区画整理を除いたもので算出しています。

2.4.3 公共施設等の将来費用の試算（自然体の見込み）

今ある公共施設等を法定耐用年数で単純更新し、すべての施設を維持した場合の向こう 40 年間の更新費用を推計しました。下記の試算条件に基づいた推計値によると、40 年間の更新等費用は 1,024.8 億円となり、1 年当たり 25.6 億円の経費が必要となります。この 25.6 億円は、過去 5 年間の投資的経費等の年平均額である 15.1 億円を 10.5 億円、健全な公債費の管理の視点から推定した今後 10 年程度の財政上の上限額と比較し 12.8 億円/年超過する結果となりました。

図 2-21：公共施設等の将来の更新費用等の推計（自然体の見込み）



【試算条件】（公共施設）

- ・ 基本は総務省の示す類型別単価を使用し 2017 年度から 40 年間の費用を試算
- ・ 大規模改修工事は実施せずに、法定耐用年数で単純更新を行う（鉄筋コンクリート造 50 年、鉄骨造 38 年等）
- ・ 更新時期を過ぎていている場合については、積み残しとして算出し 10 年間に上乗せを行う
- ・ 更新費用は、総務省の更新費用試算ソフトの単価（巻末資料編参照）を踏まえて設定
- ・ 維持補修費は過去 5 年間の平均値を毎年計上

【試算条件】（インフラ施設）

- ・ 道路は 15 年サイクルで更新、橋りょうは 60 年サイクルで更新
- ・ 公共下水道は北本市公共下水道ストックマネジメント計画（平成 31 年 2 月策定）に基づいて試算（評価期間 40 年間）した標準耐用年数更新の事業費を用いた
- ・ 公園については、将来費用の試算が煩雑であることから、将来費用及び投資的経費等の平均額の対象には含まない
- ・ 維持補修費は過去 5 年間の平均値を毎年計上

第3章 公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針

3.1 計画期間

計画期間：40年（2017年度～2056年度まで）

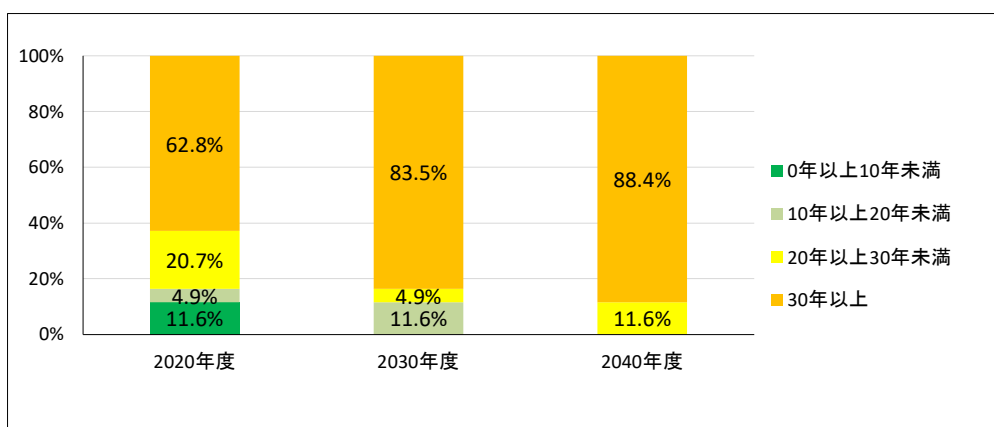
本計画は中長期的な公共施設等の管理に関する計画であること、施設（建物）の統廃合は基本的に建物の更新の機会を捉えて行うこと等から計画期間を40年に設定し、総合振興計画やその他の関連計画の改訂等と併せ定期的に見直しを行います。経済環境や社会保障制度の変更など計画の方針に係る変化が生じた場合、必要に応じて見直すものとします。

3.2 現状や課題に対する基本認識

3.2.1 公共施設の老朽化と更新需要の増大

2020年度現在、大規模改修の目安となる築30年以上経過した公共施設は延床面積全体の約6割ですが、これが10年後には8割になると見込まれ、早急の老朽化対策が必要な状況となっています。

図3-1：公共施設の築年別延床面積の割合



① 公共施設の状況から見た問題点

- ・保有する施設の多くは老朽化が進行しています。
- ・10年後には築30年以上経過する施設は全体の8割に上ります。
- ・施設全体の適正化を図る必要があります。

3.2.2 世代構成や社会情勢の変化によるニーズの変化

本市の人口は推計値も含め一貫して減少傾向を示しており、2020年度の人口は6.5万人ですが、2035年度には5.6万人と想定され、2020年度と比較し約14%の減少が見込まれています。

年齢構成別で見ると、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少傾向にある中、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあり、2035年度には総人口の37.5%を占めることが推計されています。

このように、人口減少や人口構成の変化に伴い市民ニーズも変化することが推測されることか

ら、公共施設等の利用需要の変化に応じて最適な規模や配置、施設機能の再構成を実現していくことが重要となります。

② 人口の推移から見た問題点

- ・人口は一貫して減少傾向を示しています。
- ・高齢者人口の割合は急激に増加する一方、生産年齢人口は減少を示しています。
- ・15年後には人口の約14%が減少し、3人に1人が高齢者と推計されます。
- ・人口や世代構成の変化により、公共施設等に求められる機能や規模も変化することが推測されます。

3.2.3 公共施設等に充当できる財源の限界

財政の状況から、人口の減少と少子高齢化に伴い、市税収入の減少や扶助費の増加が考えられます。加えて、「2.4.3 公共施設等の将来費用の試算」で示したとおり、今ある公共施設等をすべて維持する場合の40年間の経費は1,024.8億円（公共施設：613.5億円、インフラ施設：411.4億円）、年間では25.6億円必要であり、過去5年間の投資的経費等の年平均額である15.1億円を今後とも確保できたと仮定した場合でも、40年後に維持できる公共施設等は、社会基盤であるインフラを維持していくと考えると、公共施設を現状の50%以下^{29*}にする必要があります。

③ 財政の状況から見た問題点

- ・義務的経費である扶助費が増加傾向です。
- ・人口の減少に伴い市税収入の減少が推測されます。
- ・今後、施設の老朽化の進行により保全・更新費用の増加が見込まれる一方、公共施設等にかかる予算が大幅に増加することは考えにくい状況となっています。

表 3-1：公共施設及びインフラ施設の2056年までの40年間の財源不足

区 分		年間	40年間合計
現状	公共施設及びインフラ施設の投資的経費の金額（過去5年間の平均）	15.1億円	604.0億円
推計	今あるすべての公共施設及びインフラ施設を維持する金額	25.6億円	1,024.8億円
財源不足額		10.5億円	420.8億円

3.2.4 課題の整理

以上、本市の公共施設等を取り巻く問題点等から、「品質の適正性」「数量の適正性」「コストの適正性」に着目して、以下の3つの課題を整理しました。

- (1) 公共施設の老朽化（品質の適正性）
- (2) 人口や世代構成の変化によるニーズの変化（数量の適正性）
- (3) 公共施設等を維持するための財源不足（コストの適正性）

^{29*} 財源不足約420.8億円を補うためには、少なくとも公共施設に係る費用613.5億円を半減させる必要があります。

3.3 課題解決のための方策

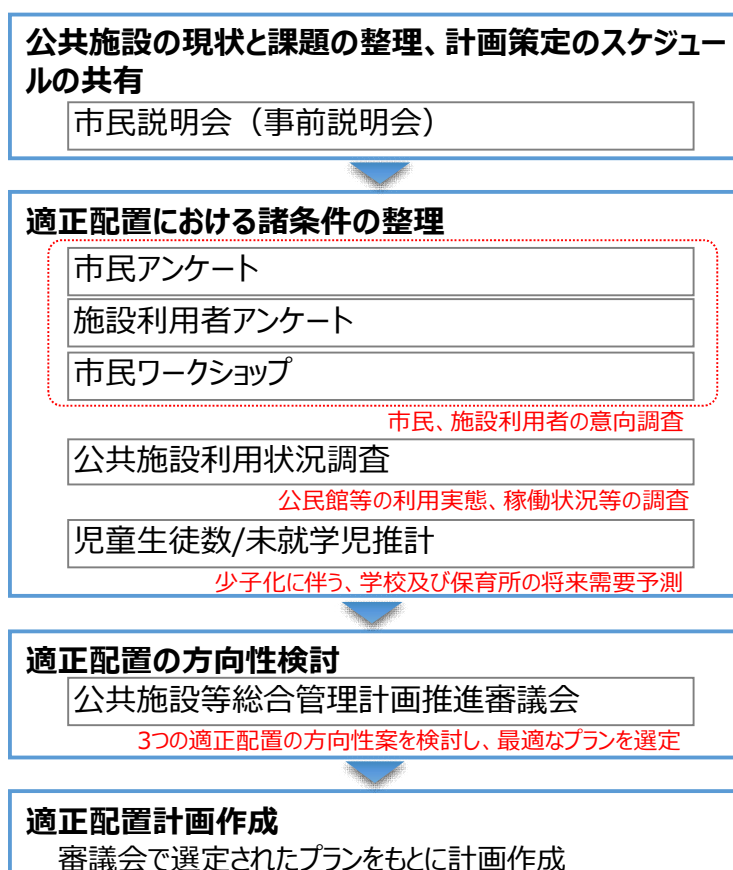
3.3.1 適正配置計画について

(1) 適正配置計画作成のプロセス

2020年3月に策定した適正配置計画は、2017年3月に策定した本計画の「今後40年間で公共施設の延床面積を50%削減する」という目標に基づき、今後40年間の建築物公共施設の方向性について検討し、建築物系公共施設についての今後の具体的な方向性やスケジュールを示したものです。2020年度から2059年度の40年間を計画期間とした上で、最初の10年を第1期とし、実施計画として具体的な施策を示し、第2期から第4期までは長期ビジョンとしての方向性を示しています。

適正配置計画は、市民説明会、市民アンケート、施設利用者アンケート、市民ワークショップでの意見聴取、北本市公共施設等総合管理計画推進審議会での検討を経て、選定されたプランを基に策定しています。

図 3-2：適正配置計画作成のプロセス



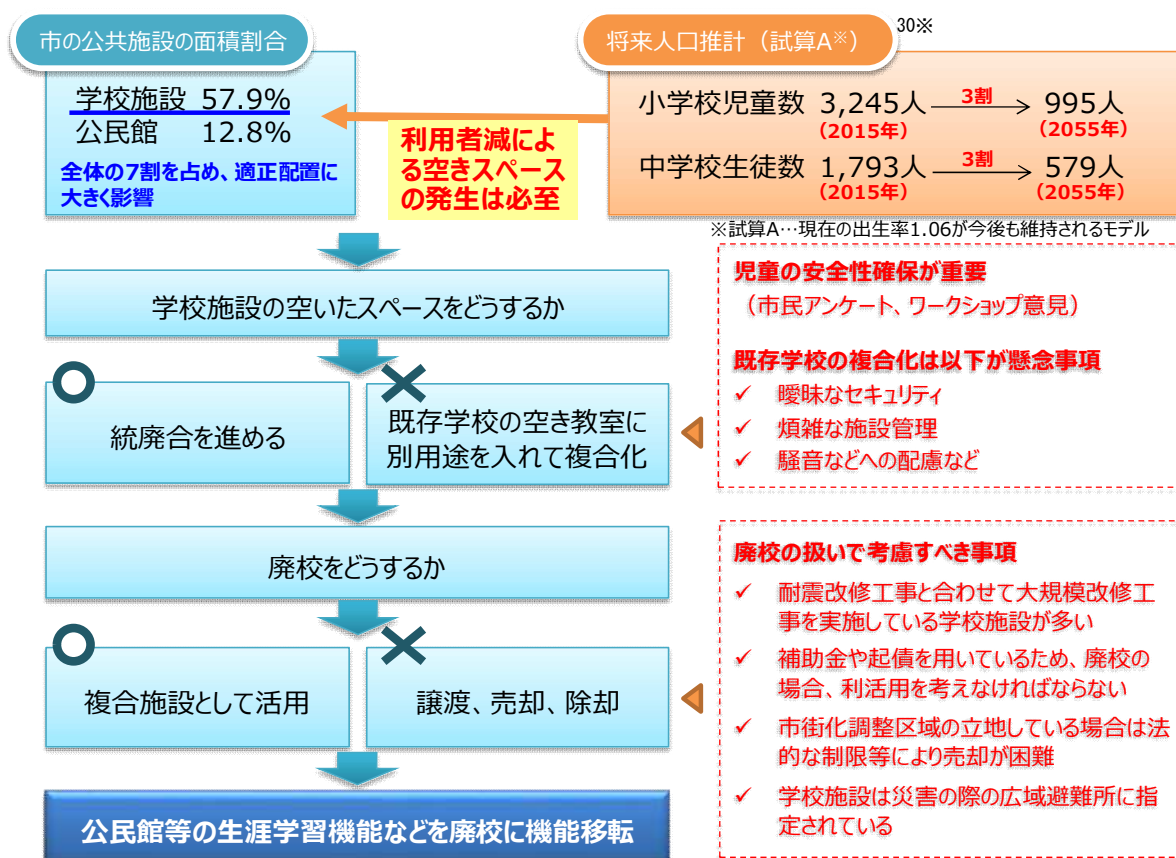
(2) 適正配置の方向性と検討プロセス

図 3-3 は適正配置の方向性についての検討プロセスですが、公共施設面積の約 6 割を占める小中学校についての適正化が重要となります。市内小中学校の児童生徒数推計では、今後は大幅な減少が見込まれており、それにより発生する過大な空きスペースを解消する必要があります。

市民アンケートやワークショップでは、学校に公民館等を複合化することについて、児童の安全性確保が重要、曖昧なセキュリティや煩雑な施設管理、騒音に対する懸念が意見として挙げられており、学校と公民館等を複合化するよりも学校の統廃合を進めて、廃校となった学校を利用する方向が有効であると整理しました。

また、本市の学校施設は 2010 年度から 2014 年度にかけて耐震改修工事と共に大規模改修工事を実施したため、その市債（借金）を返済している状況にあり、加えて学校施設は広域避難所として指定されている状況からも、廃校となる学校施設に公民館等の施設を機能移転し、活用することを基本的な方向性とししました。

図 3-3：適正配置の方向性と検討プロセス



^{30※} 小中学校の児童生徒数の推計については、人口動向などの社会情勢の変化を踏まえて、今後の適正配置計画の改訂の際に見直しを行います。

(3) 適正配置計画プランの選定

外部有識者を含む公共施設等総合管理計画推進審議会で、前述の基本的な方向性を基に、40年間の公共施設延床面積の削減、将来費用の圧縮を考えた上で作成した3つのプランを比較検討いただきました。

図 3-4 : 適正配置の方向性 3 プラン

プラン 1 廃校舎利用型、市民活動交流センター 4 拠点

廃校舎に公民館機能等を集約し、廃校舎を積極的に活用するプラン

プラン 2 公民館重視型

基本的に各地域の公民館等を維持していくことを基本としたプラン

プラン 3 文化センター、体育センター重視型

文化センター及び体育センターを維持していくことを基本としたプラン

審議の結果、将来費用における直近の費用負担が最も低く、広域避難所が確保されかつ、廃校舎を地域の施設に活用するプラン 1 が最上位に選定され、この結果に基づき、適正配置計画を作成しました。

(4) 適正配置プランについて

選定されたプラン1についての概要は下記になります。

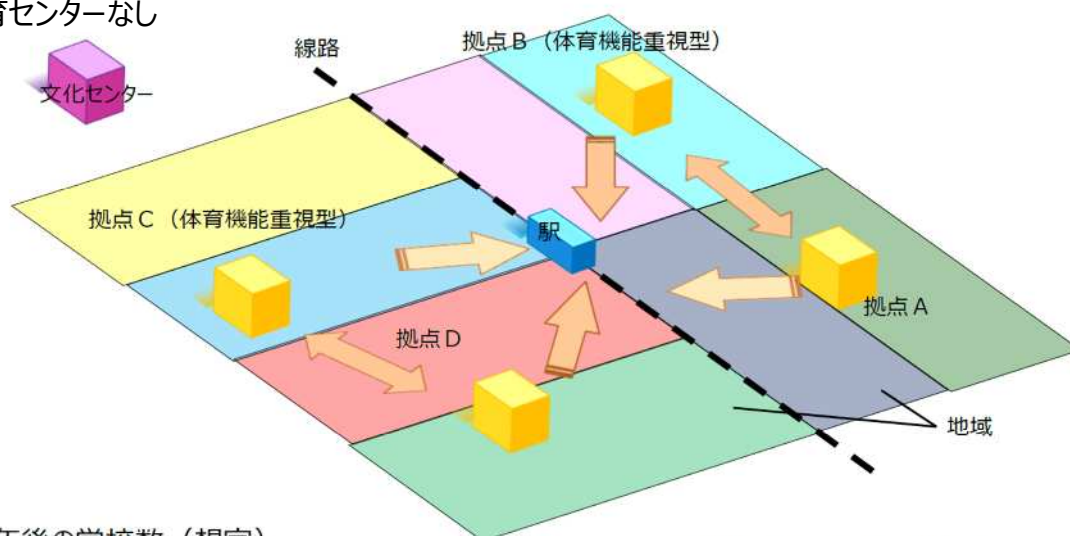
- ① 40年後の学校数については、中学校1校、小学校は4校と想定
- ② 廃校となる学校については、市街化調整区域が多く、土地の売却が困難であり、整備も進んでいるものが多いため、公民館等を集約することとし、加えて他施設との複合化を図り（仮）市民活動交流センター及び（仮）体育機能重視型市民活動交流センターを整備
- ③ 体育センターは（仮）体育機能重視型市民活動交流センターを2か所設置した時点で廃止を検討

図 3-5：（仮）市民活動交流センター（体育機能重視型含む）イメージ



図3-6：適正配置プラン配置イメージ

- ① 1 シンボル 4 拠点
- ② 体育センターなし



- ③ 40 年後の学校数 (想定)



- ④ 活用しない学校数 (想定)



図3-7：適正配置プランのメリットとデメリット

(メリット)

- ① 学校の様々な機能が有効活用できます。
- ② 市民交流の拠点をつくることで、新たな交流が生まれます。
- ③ 人口に応じた広域避難所の維持ができます。
1 2 校 + 2 シンボル → 5 校 + 4 拠点 + 1 シンボル

	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055
必要避難所数	14	13.6	13	12.2	11.4	10.7	9.9	9.1	8.3
プラン1	14	14	14	14	13	12	11	10	10

- ④ 拠点施設とすることで、1 施設に対する利用者が増加し、バス運行がしやすくなります。
- ⑤ 体育機能を西側の地域にも設置できます。
- ⑥ 土地活用が困難な市街化調整区域の学校を有効活用できます。小さい敷地を売却できます。

(デメリット)

- ① 公民館を集約化させることで、遠くなる地域も出てきます。
- ② 各地域にあるコミュニティ圏域との整合がとれなくなります
- ③ 体育センターの機能は(仮)体育機能重視型市民活動交流センターに移転するものの、メインアリーナを使用した大きなイベントができなくなります。
- ④ ほとんどの拠点施設は、市街化調整区域に立地するため周囲人口が多い地域から距離が離れます。

(5) 主要施設のロードマップ

適正配置計画における、主要の施設の第1期の方向性及び今後40年間のロードマップは下記のとおりです。

図3-7：主要施設のロードマップ^{31※}

施設	目標 使用 年数	第1期の方向性	実施計画						長期ビジョン				
			第1期						第2期		第3期	第4期	
			2020	2021	2022	2023	2024	後期	前半	後半			
小学校	中丸小学校 (445)	80	継続										
	石戸小学校 (278)	80	栄小学校と統合、継続										
	南小学校 (392)	80	継続										
	栄小学校 (65)	80	石戸小と統合										
	北小学校 (423)	80	継続										
	西小学校 (582)	80	継続										
	東小学校 (442)	80	継続										
中丸東小学校 (220)	80	児童数の減少がみられるため、北本市立学校の適正規模等に関する基本方針に基づき、統廃合を検討											
中学校	北本中学校 (555)	80	継続										
	東中学校 (518)	80	継続										
	西中学校 (162)	80	生徒数の減少がみられるため、北本市立学校の適正規模等に関する基本方針に基づき、統廃合を検討										
	宮内中学校 (324)	80	生徒数の減少がみられるため、北本市立学校の適正規模等に関する基本方針に基づき、統廃合を検討										
公民館等	南部公民館	60未満	市民活動交流センターに機能移転を検討										
	東部公民館	60未満	市民活動交流センターに機能移転を検討										
	西部公民館	60未満	市民活動交流センターに機能移転を検討										
	北部公民館	60未満	市民活動交流センターに機能移転を検討										
	中丸公民館	60未満	市民活動交流センターに機能移転を検討										
	勤労福祉センター	60未満	栄小学校校舎を活用、市民活動交流センター等に機能移転（一時的）										
	コミュニティセンター	60未満	栄小学校校舎を活用、市民活動交流センターに機能移転										
	学習センター	60未満	市民活動交流センターに機能移転を検討										
体育センター	60未満	体育機能重視型市民活動交流センターに機能移転を検討											
文化センター	80	継続											
野外活動センター	60	継続とするが、浴室設備については廃止											
農業ふれあいセンター	60	継続											
健康増進センター	60未満	市民活動交流センターに機能移転、浴室設備については廃止											
総合福祉センター	60未満	廃校する学校への機能移転を検討											
保健	保健センター	60未満	栄小学校校舎を活用し、機能移転										
	母子健康センター	60未満	栄小学校校舎を活用し、機能移転										
保育所	中央保育所	40	こども課の基本方針の通り、栄保育所と集約化し建替え										
	栄保育所	60未満	こども課の基本方針の通り、中央保育所と集約化し建替え										
	深井保育所	40	こども課の基本方針の通り、存続又は閉所など総合的に勘案しながら検討										
	東保育所	60	継続										
児童発達支援センター	60	継続											
学童保育室	40	小学校の統廃合とともに廃止を検討											
あすなる学園	60	継続											
ふれあいの家	60	継続											
公営住宅	市営台原住宅	70	継続、ただし更新はしない										
	市営山中住宅	70	継続、ただし更新はしない										
北本市役所	80	継続											
児童館	80	継続											

31※ 適正配置計画は2020年3月に策定しており、こども課については保育課に変更となっています。また、小中学校の名称のカッコ内の数字は、2019年5月の児童生徒数となります。

3.3.2 個別施設計画について

(1) 個別施設計画の概要

個別施設計画は適正配置計画の方向性を基に、直近5年間の施設の個別の対策や保全等の具体的なスケジュールについて施設類型ごとに示したものです。計画期間については適正配置計画の第1期に対応させ、2022年度から2025年度の4年間としております。

学校教育系施設及び子育て支援施設については2021年3月に個別施設計画の策定をしていますが、それ以外の施設類型については2021年度中の策定を予定しています。

(2) 公共施設個別施設計画の優先順位の考え方

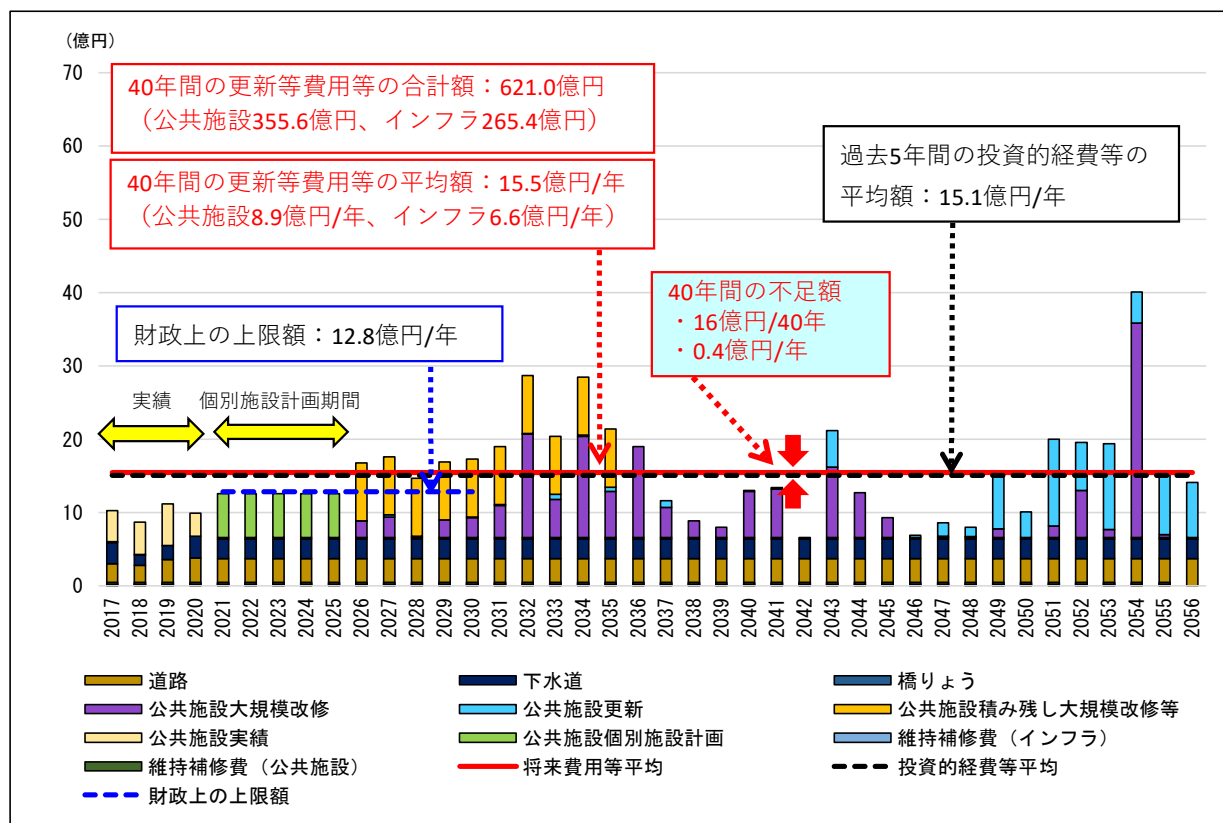
個別施設計画策定にあたり、適正配置計画で予定している事業、施設の更新・大規模改修工事の費用を積み上げた上で、施設の劣化度（総合評価）から優先順位を定め、財政上の上限額を勘案し、事業を選定しました。事後保全等に係る費用も含み6億円/年程度となります。

3.4 各個別施設計画等の取組を実施した場合の将来費用の試算

適正配置計画及び個別施設計画の取組を実施した場合の将来費用の試算を行いました。次頁の試算条件により推計すると、40年間の更新等費用は621.0億円であり、1年当たり15.5億円となりました。この15.5億円は、過去5年間の投資的経費等の年平均額である15.1億円を0.4億円超過する結果となりました。また、今後10年程度の健全な公債費の管理から推定した財政上の上限額である12.8億円/年と比較して2.7億円/年の超過となりました。

直近5年間の個別施設計画の内容については、前頁で記載の通り2025年度時点までに実施すべき対策を積み上げた上で、施設の劣化度から優先順位を定め、財政上の上限額を勘案し対策を選定しています。そこで選定されなかった事業が積み残しとして78.6億円と算出され、2026年度以降の10年間に割り振っております。今後は国庫補助金等の財源の活用を検討しながら、積み残し分を優先して対策に取り組みます。

図 3-8：各個別施設計画等の取組を実施した場合の公共施設等に係る費用の試算



公共施設の延床面積50%削減を目標に策定した適正配置計画及び各個別施設計画等の取り組みを実施した場合の試算において、過去5年間の投資的経費等の平均額には0.4億円/年の差額となったものの、健全な公債費の管理の視点から推定した今後10年程度の財政上の上限額に対し2.7億円/年の超過となりました。

このことについては、今後も個別施設計画による精査及び国庫補助金等の財源の活用、公共施設の適正化に伴う運営費の削減等で解消するよう努めるとともに、市税収入等の状況に鑑みながら予算を確保する必要があります。

【試算条件】（公共施設）

- ・ 2017年度から2020年度は、投資的経費の実績額を採用し、2021年度から2025年度は、公共施設は市全体の個別施設計画を策定する中で想定している費用の6億円/年を計上
- ・ 適正配置計画を実施した場合の対策の実施時期は仮定により設定
- ・ 施設に係る更新、大規模改修、複合化改修のみを試算
- ・ 廃止し解体のみの場合は、解体費及び土地売却費は含まない
- ・ 目標耐用年数を設定し、鉄筋コンクリート造60年（一部延命化80年）、鉄骨造60年（一部延命化80年）、軽量鉄骨造・木造20年、簡易建築物40年で更新を行う
- ・ 鉄筋コンクリート造は30年、鉄骨造30年、軽量鉄骨造・木造20年目で大規模改修工事を実施、延命化の場合は中規模改修を20・60年目で実施、40年目で大規模改修を実施
- ・ 基本は総務省の示す類型別単価（巻末資料編参照）を使用し、40年間の費用を試算
- ・ 個別施設計画策定期間の次の年度である2026年時点において、更新・大規模改修工事を実施する時期を経過しても、実施を想定していない施設については、積み残し大規模改修費等とし、2026年度から2035年度に均等に割り振る
- ・ 学校施設については40年後に中学校1校、小学校4校となると仮定し算出
- ・ 小学校の校舎についての更新が発生した際には、6割の面積と仮定し算出
- ・ （仮）市民活動交流センターに更新が発生した場合には、校舎部分は7割、体育館は8割、
（仮）体育機能重視型市民活動交流センターの更新の際には、校舎部分は5割の面積と仮定し算出
- ・ 維持補修費は金額も低いことから、過去5年間の平均値である0.25億円/年を計上

【試算条件】（インフラ施設）

- ・ 道路については、管理区分ごとに更新年数を定め、当市の更新単価で推計した額である3.72億円/年を計上（巻末資料編参照）
- ・ 橋りょうについては、当市の更新単価で推計した額である0.16億円/年を計上
- ・ 下水道については北本市下水道ストックマネジメント計画による40年間の推計額の平均額2.69億円/年を計上（巻末資料編参照）
- ・ 公園については、将来費用の試算が困難であることから、将来費用及び投資的経費等の平均額の対象には含まない
- ・ 維持補修費は金額も低いことから、過去5年間の平均値である0.16億円/年を計上

3.5 各個別施設計画等の対策の効果の検証

各個別施設計画等の取組における効果額を算出するために、各個別施設計画等の取組を実施した場合としない場合について比較しました。計画期間である 2017 年度から 2056 年度の 40 年間の効果額は、△403.8 億円、削減率は 39.4%となりました。

公共施設の更新等費用の削減率は 42.0%、インフラ施設の削減率は 35.2%となりました。インフラ施設については、削減目標は設定していないものの、長寿命化対策等により費用削減されています。また、2022 年度から 2031 年度における今後 10 年間の効果額については△104.6 億円となりました。

表 3-2：計画期間の公共施設等の更新等に係る経費の見込み
(2017 年度～2056 年度：40 年間、単位：億円)

		各個別施設計画等の取組を実施した場合				各個別施設計画等の取組を実施しなかった場合（自然体の見込み）	各個別施設計画等の取組による効果額
		維持補修 ^{32※}	改修等	更新	小計		
普通	建築物	10.0	263.0	82.6	355.6	613.4	-257.8
	インフラ施設	2.0	—	152.9	154.9	218.9	-64.0
公営事業	インフラ施設	4.4	106.1	—	110.5	192.5	-82.0
合計		16.4	369.1	235.5	621.0	1,024.8	-403.8

表 3-3：今後 10 年間の公共施設等の更新等に係る経費の見込み
(2022 年度～2031 年度：10 年間、単位：億円)

		各個別施設計画等の取組を実施した場合				各個別施設計画等の取組を実施しなかった場合（自然体の見込み）	各個別施設計画等の取組による効果額	財源見込み
		維持補修	改修等	更新	小計			
普通	建築物	2.5	81.3	5.4	89.2	156.4	-67.2	地方債（128.5）の他、社会資本整備総合交付金、学校施設環境改善交付金、公共施設整備基金を活用想定
	インフラ施設	0.5	—	38.8	39.3	55.3	-16.0	
公営事業	インフラ施設	1.1	26.9	—	28.0	49.4	-21.4	
合計		4.1	108.2	44.2	156.5	261.1	-104.6	

^{32※}維持補修費に係る将来費用については、少額のため 5 年間平均を計画年数にかけた額を記載しています。

3.6 公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針

前項までの課題及び課題解決のための方策、将来費用の試算から、以下に示す基本方針により取組を推進します。

方針 1：施設の長期活用

- ・今後とも保有し続ける施設については、総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全を実施し、長期使用を図ります。
- ・定期的に劣化状況調査を実施し、施設の劣化状況を把握することで、施設運営に支障が生じる前に、必要な補修・改修等を実施します。改修等を実施する際には、限られた財源の中で効果的に投資を行うために、劣化状況調査に基づいた優先度や緊急度を勘案して実施します。

方針 2：施設の機能や規模の最適化

- ・人口減少、少子高齢化、市民ニーズの変化により、公共施設等を利用する市民の減少や、自主財源の縮小による財政力の低下も懸念されていることから、適正配置計画で示した施設機能の集約化や複合化を進めます。また、実施の際には市民意見を取り入れるよう努めます。
- ・本市の人口規模や財政状況で維持できる適正な施設総量の最適化に取り組みます。本市は近隣市や同類型市と比べ、市民1人当たりの公共施設の延床面積が大きく、市域面積も小さいため、適正な施設総量とするためにも、原則として新規用途施設の建設を行いません。

方針 3：コストの縮減と平準化

- ・本計画に基づき総合的かつ計画的な管理を推進し、ライフサイクルコストの削減に努めます。また「予防保全」を重視し、施設の現状を把握した上で大規模な改修や建替えを計画的に実施することで、更新投資の平準化を図ります。
- ・民間で運営可能な施設については、民間の力を活用したPFI^{33*}や指定管理者制度の導入、民営化についても検討していきます。

方針 4：財源の確保と受益者負担の適正化

- ・適正配置計画を実施してもなお公共施設などへの財源不足が見込まれているため、将来の大規模な改修や更新等に備え、基金への積極的な積み立てを行います。
- ・適正な財源の確保と行政サービスの水準の確保を図るために、公共施設等の使用料について、適正な受益者負担を確保するための定期的な見直しを実施します。

^{33*} PFIとは、公共事業を実施するための手法の一つであり、民間の資金と経営能力・技術力を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。

3.7 目標の設定

適正配置計画を実行した場合の第4期末時点の延床面積削減割合は44.5%^{34*}となり、延床面積の目標削減割合は、50%に届かないことが想定されました。そのため、今後適正配置計画で継続としている施設についても、民間で運営可能な施設は民営化も検討していくこととします。また、第5期以降については、更新が予定されている施設の更新時の面積削減も想定されていることから、目標については引き続き継続することとします。

目標：公共施設の延床面積を今後40年間で50%削減

表3-4は適正配置計画で想定している対策を実行した場合に削減される想定面積ですが、起点となる時点は総合管理計画の策定時点の2016年4月1日現在の面積150,454.11㎡とし、その面積との比較した割合を目標削減割合とします。

総合管理計画の計画最終年は2056年度であり、適正配置計画の計画最終年度の2059年度とは異なるものの、適正配置計画において施設の再編を計画しているため、適正配置計画の計画期間と期分けを採用し設定しました。

現状の行財政運営が適切な形で継続することを前提として設定したものであることから、必要に応じて見直しを行い、時点修正していくこととします。

表3-4：公共施設延床面積削減目標（10年毎）

	第1期	第2期	第3期	第4期
	2020-2029	2030-2039	2040-2049	2050-2059
削減想定面積	9,789㎡	22,926㎡	5,461㎡	28,828㎡
削減累計面積	9,789㎡	32,715㎡	38,176㎡	67,004㎡
目標削減割合	6.5%	21.7%	25.4%	44.5%

目標は引き続き「公共施設の延床面積を今後40年間で50%削減」としていくものの、適正配置計画及び個別施設計画の取組を行った場合について試算した40年間（2017年度から2056年度）の更新等費用は、健全な公債費の管理の視点から推定した今後10年程度の財政上の上限額である12.8億円/年と比較して、2.7億円/年の超過となっています。

この状況は適正配置計画で示した方策が先送りになることを意味しており、目標どおり実行できない可能性や、多くの施設で老朽化が進行し修繕できない状況、それに伴い施設の使用停止となる状況が考えられます。

そのような事にならないためにも、今後も個別施設計画による費用等の精査及び国庫補助金等の財源の活用、公共施設の適正化に伴う運営費の削減等で解消するよう努めるとともに、市税収入等の状況に鑑みながら、財政上の上限額を検証し予算確保に努めます。

^{34*} 適正配置計画における延床面積の削減率は44.3%でしたが、その後の修正により44.5%となっています。

3.8 基本的な方針を推進するための実施方針

前項の基本方針に基づき、公共施設及びインフラ施設に関する実施方針を設定します。

3.8.1 公共施設の管理に関する実施方針

(1) 点検・診断等の実施方針

○点検

- ・ 施設管理者による日常点検及び定期点検の実施に加え、施設所管課による劣化状況調査及び評価を実施し、常に施設の状態を把握します。点検履歴の記録は老朽化対策等に生かします。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

○維持管理・修繕

- ・ 点検・劣化状況調査等の結果に基づき、劣化状態から市全体で統一した劣化度評価を行い、優先順位を付与し限られた予算を効率的に活用します。

○改修・更新

- ・ 適正配置計画の方向性に基づき、計画的な集約化や複合化、更新等を実施し、改修更新時期の集中化を避けることで、更新費用の平準化を図ります。
- ・ 統合や廃止の推進方針との整合を図りつつ、改修・更新を行う際には、必要最小限の規模で実施します。また大規模な更新等の際にはPFI等の民間活用についても検討します。

(3) 安全確保の実施方針

- ・ 住民が安心・安全に利用できる公共施設を目指し、点検・劣化状況調査等の結果から施設の劣化度評価を実施し、危険性が認められた施設については優先順位に基づき、安全確保の改修を実施します。
- ・ 危険性が高いと判断された公共施設について、安全確保を最優先とし、場合によっては一時使用中止、廃止も考慮した安全対策を実施します。

(4) 耐震化の実施方針

- ・ 「北本市住宅・建築物耐震改修促進計画」との整合性を図りつつ、現行の耐震基準を満たしていない可能性のある建物は耐震診断を行い、統合、廃止も選択肢に持ちながら検討を重ね、必要に応じて耐震改修を実施します。

(5) 長寿命化の実施方針

- ・ 今後とも保有し続ける施設については、総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全を実施し、長期使用を図ります。
- ・ 予防保全型の取り組みを推進するために、維持保全等の方法、体制、方針などを具体的に定める個別施設計画を作成し、建物の機能や性能を所定の基準まで回復させることや、社会情勢の変化によるニーズへの対応を行うことにより、施設の長期使用を目指します。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(2017 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定)、におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化を進める必要があります。

本市では、2020 年 3 月に改訂した都市計画マスタープランで「ユニバーサルデザインの都市づくりの方針」を定めており、誰もが暮らしやすい都市の形成と共生社会の実現を目指しております。

- ・ 公共施設においては、施設の更新及び複合化や集約化等の改修の機会を捉えて、ユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

(7) 統合や廃止の推進方針

- ・ 適正配置計画の方向性について、市民への情報共有を進めるとともに、実行段階においては、市民の声を反映しながら施設や機能の整理・統合を図ります。
- ・ 適正配置計画において、施設の集約化・複合化に伴い生じる廃止施設や未利用地等については、速やかに売却、譲渡、転用することを優先して検討することとします。
- ・ 施設や機能の整理・統合にあたり、施設の老朽化や利用状況等の視点だけではなく、公共施設の再構築を通じたまちづくりの視点を持ちながら進めていきます。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・ マネジメント組織体制を構築します。
- ・ 市民参加による合意形成に努めます。

(9) 適切な財源の確保

- ・ 将来の施設の大規模な改修や更新等に備え、公共施設整備基金の計画的な積立を行います。
- ・ 適正な財源の確保と行政サービスの水準の確保を図るために、公共施設等の使用料の市民負担の公平性及び適正な受益者負担を確保した定期的な見直しを実施します。
- ・ ネーミングライツの導入や広告収入などにより新たな財源の確保を検討します。

3.8.2 インフラ施設の管理に関する実施方針

(1) 点検・診断等の実施方針

- ・ 定期点検により劣化・損傷の程度や原因を把握し、劣化・損傷の進行度合いや施設への影響等について診断を実施します。
- ・ 点検の実施に当たっては、安全性の向上やコスト縮減に配慮しつつ、新技術を積極的に活用します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

○維持管理・修繕

- ・ 点検・診断等の結果に基づき、必要な対策を必要な時期に効率的かつ効果的に実施します。また、メンテナンスサイクル（点検・診断→対策の実施→情報の記録→次期点検・診断）を構築し、予防保全型の維持管理を導入することによりトータルコストの縮減、更新費用の平準化を図ります。

○改修・更新

- ・ 適切な構造や工法の選択により、維持管理コストの縮減を図ります。
- ・ 改修・更新等の機会を捉え、防災・減災対策等との連携を図りつつ、耐震性能や事故に対する安全性能の向上、また、社会経済等の変化に応じた新たな機能（ユニバーサルデザインの導入等）の付加等を検討します。

(3) 安全確保の実施方針

- ・ 住民生活や社会経済活動の基盤であるインフラ施設は、利用者や第三者の安全を確保した上で、必要な機能を発揮し続けることが大前提となります。そこで、点検・診断等により危険性が認められた施設については安全確保の改修を実施し、場合によっては供用廃止を検討します。また、予防保全型の維持管理により、大きな不具合を未然に防ぐことで安全性を担保します。

(4) 耐震化の実施方針

- ・ インフラ施設がその機能を発揮し続けるためには、経年劣化や疲労のみならず地震動等の災害外力にも耐える必要があるため、改修等の機会を捉え、必要な耐震対策を図ります。

(5) 長寿命化の実施方針

- ・ 個別施設ごとの長寿命化計画を策定し、総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全により、施設の長期使用を図ります。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（2017年2月20日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）、におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化を進める必要があります。

本市では、2020年3月に改訂した都市計画マスタープランで「ユニバーサルデザインの都市づくりの方針」を定めており、誰もが暮らしやすい都市の形成と共生社会の実現を目指して

おります。

- ・ 鉄道周辺や道路等の市民の移動を支える公共空間において、すべての人が安全で、快適に移動できるバリアフリーな公共空間のネットワークの形成に努めます。

(7) 適切な財源の確保

- ・ 下水道使用料の定期的な改定を行い、公平で適正な財源の確保に努めます。

3.9 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

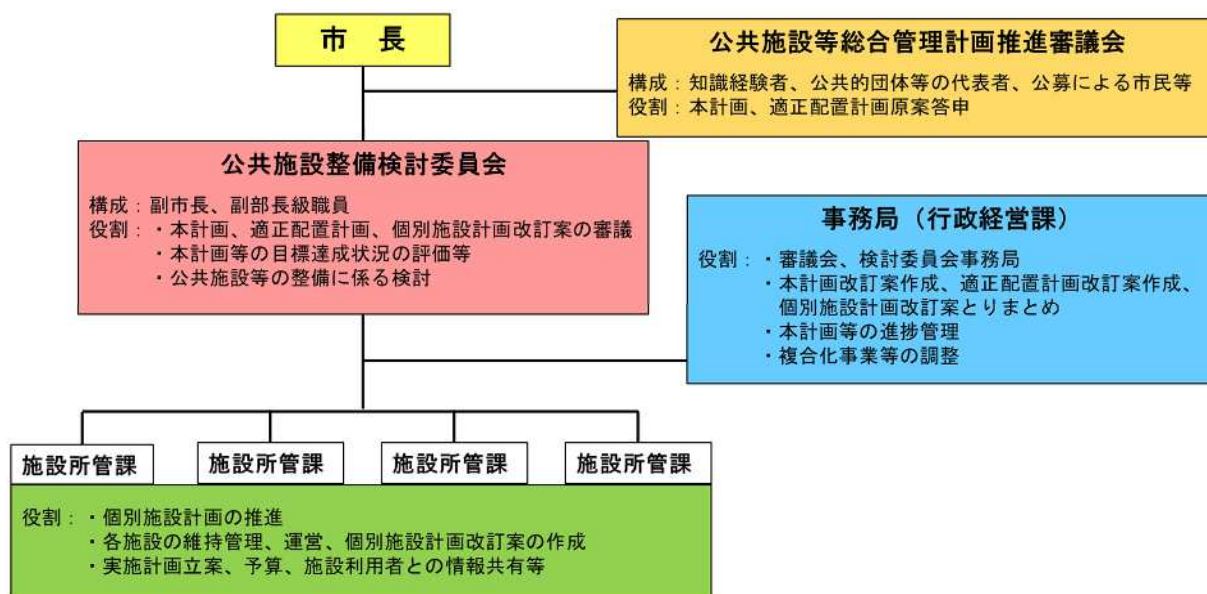
3.9.1 全庁的な取組体制の構築

公共施設マネジメントを推進するための庁内組織として、既存組織である公共施設整備検討委員会を活用し検討を行います。公共施設整備検討委員会は、庁内横断的な検討組織で、主に副部長級の職員によって構成され、本計画、適正配置計画、個別施設計画の改訂案の審議、個別の施設の整備等に関する検討、計画目標の達成状況の評価などを行います。

また、施設を大幅に削減していくという重要性を考慮し、附属機関として公共施設等総合管理計画推進審議会を設置しており、本計画、適正配置計画の改訂案についての審議を行います。

個別施設計画の事業については、所管課が予算、実施計画等の立案段階から実施し、事務局（行政経営課）が全体の調整、進捗管理、複合化事業等の調整を担当します。

図 3-9：公共施設等マネジメント推進体制



3.9.2 情報管理・共有方策

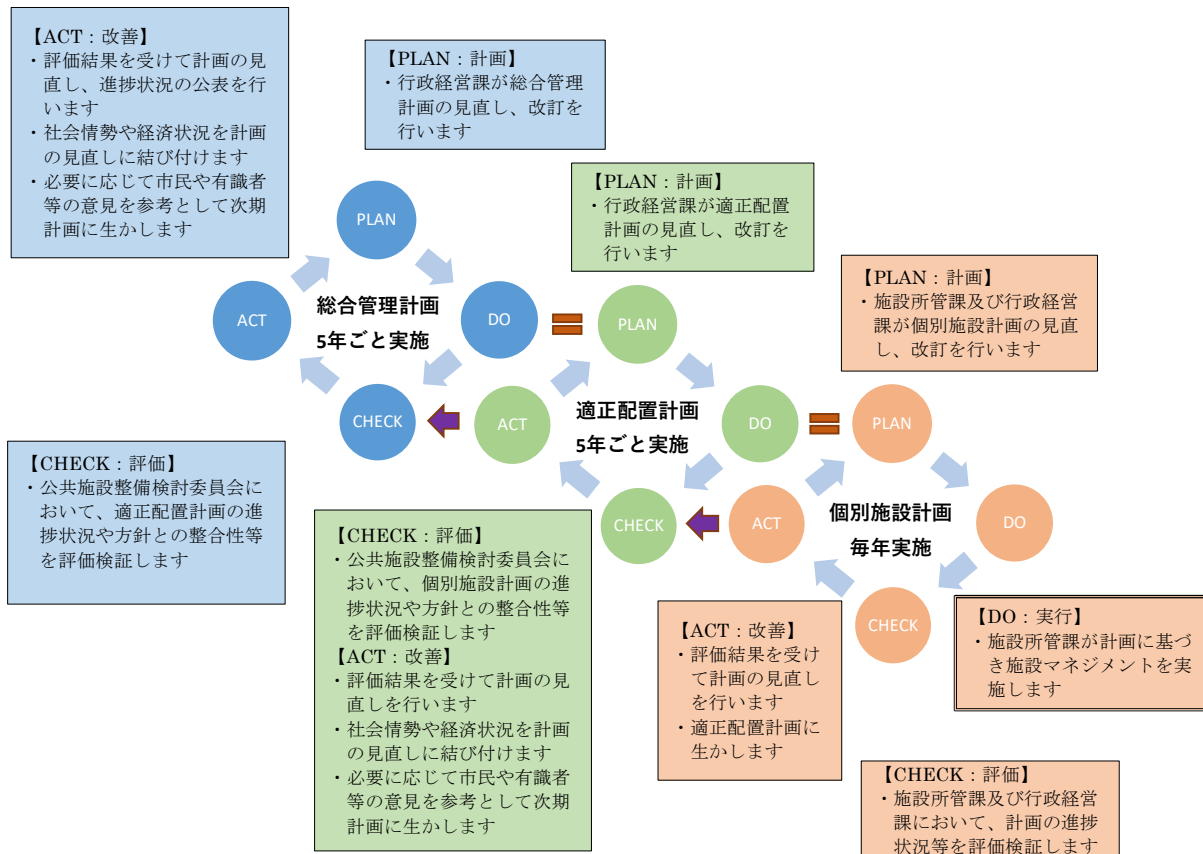
公会計（固定資産台帳）を活用し、各施設の延床面積、構造、建築年月日等の基本情報の管理を確実にを行います。また、各所管課に点在する施設のデータを一元化して管理するため、公共施設マネジメントシステムを2017年度に導入しています。施設の基本情報に加えて、工事履歴や点検情報、コスト情報、サービス情報等の把握、集計、分析が容易となり、今後も有効に活用するため保守・管理を確実に行っていきます。

3.10 PDCAサイクルの推進方針

3.10.1 業務サイクルの構築

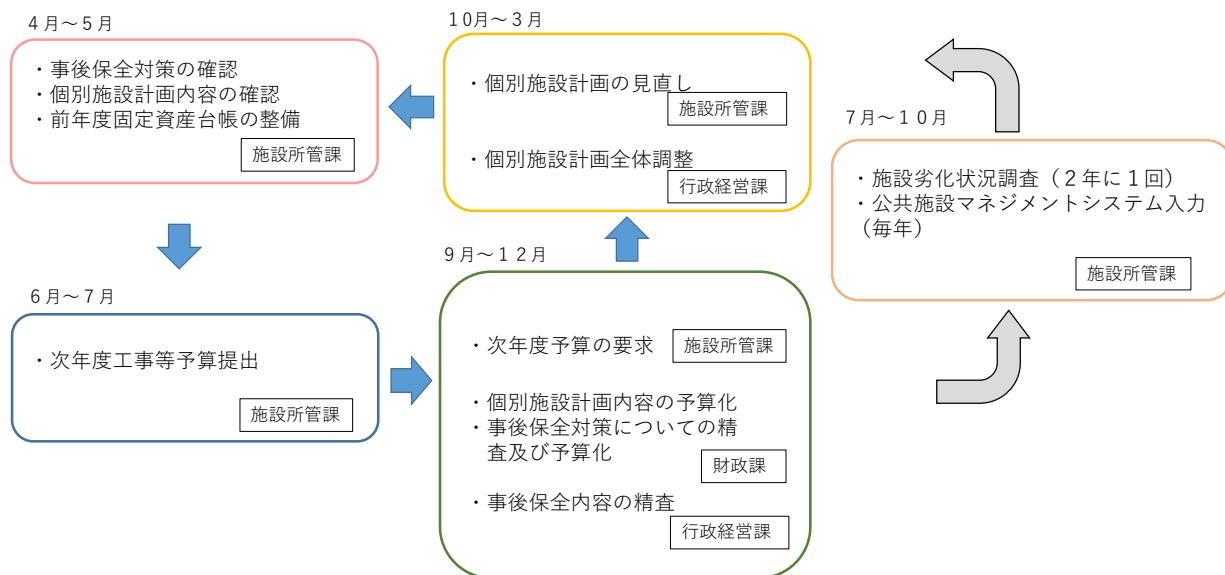
本計画は、2056年度までの長期にわたる計画であり、本計画を上位とし下位計画に適正配置計画と個別施設計画があります。業務サイクル（PDCAサイクル）については、図3-10のとおり計画が相互に関連し、PDCAサイクルを形成します。計画を着実に進めていくために進捗管理を確実にを行い、社会情勢や経済状況等の変化に対応し、必要に応じて計画を見直します。

図3-10：業務サイクル



施設に関する工事は、個別施設計画に記載されている事業に係る経費を毎年度予算化しますが、事後保全に係る経費についても、全体の金額や計画の内容との相関等を確認し予算化するものとし、隔年で実施する施設劣化状況調査の結果や個別施設計画記載内容の変更などに応じて、個別施設計画を見直します。

図 3-11：毎年の業務サイクル



業務サイクルとしての本計画と適正配置計画、個別施設計画の計画期間は下記のとおりです。

図 3-12：総合管理計画、適正配置計画、個別施設計画の計画期間

【年号】	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32	R33	R34	R35	R36	R37	R38	R39	R40	R41			
	【西暦】	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053	2054	2055	2056	2057	2058	2059		
総合管理計画 (計画期間40年)	●				△						○				△						○					△						○					△						○				
5年で必要に応じて見直し10年で改訂	●————→																																														
適正配置計画 (計画期間40年)			●			△						○			△								○				△						○				△								○		
第1期～第4期に区分					第1期前期				第1期後期				第2期前期				第2期後期				第3期前期				第3期後期				第4期前期				第4期後期														
5年で必要に応じて見直し10年で改訂				●	————→																																										
公共施設個別施設計画 (計画期間5年)				●	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
必要に応じて毎年見直し5年で改訂				●	●————→																																										

※●策定、○改定、△必要に応じて見直し

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

4.1 公共施設の管理に関する基本方針

公共施設の再編については、総合管理計画を受けて2019年3月に策定した適正配置計画で今後40年間の方向性を示しています。また、2020年3月には学校教育系施設及び子育て支援施設の個別施設計画を策定しています。その内容を反映した公共施設の施設類型ごとの基本方針（方向性）は以下のとおりです。

(1) 市民文化系施設

① 現状及び課題

- ・ 市民文化系施設は、公民館や集会所等が該当し、教育・学術・文化に関する様々な取組の拠点として位置づけている施設です。
- ・ 多くの施設が建築後30年を経過しており、老朽化が進んでいます。今後は補修・修繕の回数が増え、経費が増加することが考えられます。
- ・ 特に文化センター（中央公民館、中央図書館）は、災害により家に戻れなくなった市民等が一定期間、避難生活をする指定避難所です。避難所として十分な安全性を確保するためにも、施設と設備の点検・修繕が必要となります。
- ・ 多目的ルーム以外は、指定管理者制度を導入しています。
- ・ 修繕を行う場合の財源確保が困難となっています。

② 基本方針

- ・ 中央公民館は、本市のシンボリックな施設である文化センターに含まれ、市民アンケートにおける利用状況調査においても、よく利用されている施設であるため、重要度が高いと判断し継続を基本とします。
- ・ 公民館等（勤労福祉センター、コミュニティセンター、学習センター、付随する各集会所含む）のうち大半の建物が築30年を超え、大規模改修時期を迎えています。建物を全て維持することは難しいため、閉校となる小学校等を活用した複合施設である「(仮)市民活動交流センター」の中に機能移転します。
- ・ 駅西口ビルに入っている多目的ルームは、当面維持とします。
- ・ 定期的な点検を実施し、安全性の確認と施設の劣化状態を把握します。また、劣化状態から市全体で統一した劣化度評価を行い、優先順位を付与し限られた予算を効率的に活用します。

表 4-1：市民文化系施設の一覧

中分類	施設名称	施設情報					
		建物棟数 ^{35※} (棟)	延床面積 (㎡)	指定 管理	防災拠点 ^{36※}	建築年度 (代表建物)	
集会施設	中央公民館 (文化センター内)	2	6,543.41	●	広域・ 指定	1983	
	南部公民館	2	1,350.21	●	—	1984	
	南部集会所 (南部公民館内)	1	86.78	●	—	1984	
	東部公民館	2	843.49	●	—	1985	
	東部集会所 (東部公民館内)	1	103.84	●	—	1985	
	西部公民館	2	1,755.94	●	—	1986	
	西部集会所 (西部公民館内)	1	128.69	●	—	1986	
	北部公民館	2	1,404.01	●	—	1987	
	北部集会所 (北部公民館内)	1	115.20	●	—	1987	
	中丸公民館	2	1,401.06	●	—	1989	
	中丸集会所 (中丸公民館内)	1	99.50	●	—	1989	
	学習センター	2	2,261.53	●	—	1994	
	勤労福祉センター	2	1,542.20	●	—	1978	
	コミュニティセンター	2	1,234.55	●	—	1979	
多目的ルーム (駅西口ビル内)	1	116.4	—	—	2001		
計		15	24	18,986.81	14	1	—



中央公民館 (ホール)



中丸公民館

^{35※} 建物棟数では、自転車置場や倉庫など附属施設も1棟として数えています。市民文化系施設以外についても同様です。

^{36※} 凡例 中核：防災中核拠点、消防：消防活動拠点、広域：広域避難所、指定：指定避難所、福祉：福祉避難所、備蓄：物資備蓄拠点、輸送：物資輸送拠点

(2) 社会教育系施設

① 現状及び課題

- ・ 社会教育系施設は、図書館や博物館等、人々の学習活動を支援し、学習情報・知識を提供する施設です。
- ・ こども図書館と堀の内集会所、野外活動センター以外は、建築後 30 年を経過しており、老朽化が進んでいます。今後は補修・修繕の回数が増え、経費が増加することが考えられます。
- ・ 野外活動センターは、建築後約 20 年が経過し、木質部分及び設備の劣化が進行しています。
- ・ 特に郷土資料室は、建築後約 50 年が経過しており、耐震補強工事も行われていません。
- ・ 郷土資料室、堀の内集会所以外は指定管理者制度を導入しています。

② 基本方針

- ・ 中央図書館は、本市のシンボリックな施設である文化センターに含まれ、市民アンケートにおける利用状況調査においても、最も多く利用されている施設であるため、重要度が高いと判断し継続とします。
- ・ 図書館分室については、公民館と同様に閉校を活用した複合施設「(仮)市民活動交流センター」の中に機能移転していきますが、利用者数が少ないことから、運営方法や東西バランスを考慮し、機能移転を検討します。
- ・ 郷土資料室については、老朽化が進行し耐震性能もないことから機能移転します。
- ・ 児童館の中にあるこども図書館は当面、市役所との複合施設として維持します。
- ・ 野外活動センターは、本市の特色である大宮台地の自然を体験する場として重要であるため継続します。
- ・ 堀の内集会所は、当面維持とします。
- ・ 定期的な点検を実施し、安全性の確認と施設の劣化状態を把握します。また、劣化状態から市全体で統一した劣化度評価を行い、優先順位を付与し限られた予算を効率的に活用します。

表 4-2 : 社会教育系施設の一覧

中分類	施設名称	施設情報				
		建物棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	指定 管理	防災拠点	建築年度 (代表建物)
図書館	中央図書館 (文化センター内)	1	1,224.99	●	広域・指定	1983
	図書館南部分室 (南部公民館内)	1	64.80	●	—	1984
	図書館西部分室 (西部公民館内)	1	73.35	●	—	1986
	図書館学習センタ 一分室(学習セン ター内)	1	84.70	●	—	1994
	こども図書館 (児童館内)	1	498.54	●	—	2014
博物館等	郷土資料室	1	735.60	—	—	1968
	野外活動センター	13	1504.63	●	—	1997
	堀の内集会所	2	302.45	—	—	2016
計	8	21	4,489.06	6	1	—



こども図書館



野外活動センター

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

① 現状及び課題

- ・ スポーツ・レクリエーション系施設は、市民及び利用者の健康増進を図ることを目的とする施設です。
- ・ 体育センターは建築後 30 年が経過しており、施設本体及び設備の劣化が進行していますが、施設規模が大きいため大規模改修費を捻出することは困難です。
- ・ 体育センターは広域避難場所ですが、浸水の可能性があるため指定避難所ではありません。
- ・ 体育センターは、指定管理者制度を導入しています。

② 基本方針

- ・ 体育センターは大規模改修時期を迎えていますが、大規模改修には多額の費用が見込まれるため、大規模改修を見送り、閉校した中学校を「(仮) 体育機能重視型市民活動交流センター」として整備し、その中に機能移転し、廃止することを検討します。
- ・ 定期的な点検を実施し、安全性の確認と施設の劣化状態を把握します。また、劣化状態から市全体で統一した劣化度評価を行い、優先順位を付与し限られた予算を効率的に活用します。

表 4-3 : スポーツ・レクリエーション系施設の一覧

中分類	施設名称	施設情報				
		建物棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	指定 管理	防災拠点	建築年度 (代表建物)
スポーツ施設	体育センター	3	8,696.55	●	広域	1990
計	1	3	8,696.55	1	1	—



体育センター

(4) 産業系施設

① 現状及び課題

- ・ 産業系施設である農業ふれあいセンターは、「地産地消」を基軸に地域農業の活性化を目指した施設です。
- ・ 2019年度に施設の一部改修及び産業振興拠点施設の増築を行いました。
- ・ J Aさいたま等が運営しており、施設全体の年間利用者数は延べ20万人程度です。

② 基本方針

- ・ 農業ふれあいセンターは市民アンケートでは、文化センターに次いで利用されている施設です。地域経済の活性化と農業振興という目的があり継続します。
- ・ 計画的な施設改修及び適正な維持管理を図ることにより、施設の長寿命化に取り組みます。
- ・ 利用促進に取り組むとともに、管理運営経費の削減、エネルギーコストの軽減を図ります。
- ・ 定期的な点検を実施し、安全性の確認と施設の劣化状態を把握します。また、劣化状態から市全体で統一した劣化度評価を行い、優先順位を付与し限られた予算を効率的に活用します。

表 4-4：産業系施設の一覧

中分類	施設名称	施設情報				
		建物棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	指定管理	防災拠点	建築年度 (代表建物)
産業系施設	農業ふれあいセンター	4	938.90	—	—	2002
計	1	4	938.90	—	—	—



農業ふれあいセンター



産業振興拠点施設

(5) 学校教育施設

① 現状及び課題

- ・市内には小学校が7校、中学校が4校、教育センターが1箇所あり、2021年4月1日時点の小学校の児童数は2,664人、中学校の生徒数は1,503人です。
- ・小中学校は中丸東小学校を除いた全ての施設の経過年が30年を越えているものの、耐震改修工事に合わせた大規模改修が一部の校舎では行われていますが、既に40年以上経過している校舎もあることから、今後も定期的な修繕を行う必要があります。
- ・栄小学校については、2019年2月に教育委員会で策定した「北本市立学校の適正規模等に関する基本方針」に従って、2020年度末に閉校となり「(仮)市民活動交流センター」としての活用を検討しています。
- ・児童・生徒及び教職員の安全を確保するためにも、改修や更新により施設全体の安全性・耐久性の確保を図る必要があります。
- ・維持管理方法については、専門的な設備は専門業者により点検を行っています。また、施設本体の点検は、学校職員が見回り等で確認しています。

② 基本方針

- ・学校施設については、計画的な施設改修と予防保全的管理を導入することにより、施設の長寿命化を行い、経費の縮減を推進します。
- ・2019年2月に教育委員会が策定した「北本市立学校の適正規模等に関する基本方針」にしたがって、今後の統廃合等の方針は教育委員会と協議、検討します。
- ・小学校の児童数の推移によって、40年後の規模を1校300名から400名程度で考えると2~3校と想定されますが、通学圏で考えると40年後には東西各2校の4校と想定されま
- ・中学校の生徒数の推移によって、40年後の生徒数を1校600名の規模で考えると1校と想定されます。自転車通学も可能であり、通学圏で考えても市内ほぼすべてが収まるため、40年後の中学校は1校と想定されます。
- ・閉校となる学校については、「(仮)市民活動交流センター」または「(仮)体育機能重視型市民活動交流センター」として複合化等をしていくことを検討します。
- ・小学校・中学校については、単体もしくは義務教育学校とするなど多様な展開が想定されるため、人口減少に合わせて教育委員会と協議しながら、各期で段階的な統廃合を検討します。
- ・給食室の整備にあたっては、閉校となる学校の給食室の活用や近隣校で調理する親子調理方式等についても検討します。
- ・現在、中学校でプール授業の民間委託を実施していますが、安定した運用が可能であれば、今後プールについての廃止も検討します。
- ・定期的な点検を実施し、安全性の確認と施設の劣化状態を把握します。また、劣化状態から市全体で統一した劣化度評価を行い、優先順位を付与し限られた予算を効率的に活用します。

表 4-5 : 学校教育系施設の一覧

中分類	施設名称	施設情報				
		建物棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	指定 管理	防災拠点	建築年度 (代表建物)
学校	中丸小学校	9	6,330.74	—	広域・指定	1969
	石戸小学校	12	5,333.35	—	広域・指定	1959
	南小学校	13	6,150.51	—	広域・指定	1969
	北小学校	15	6,387.11	—	広域・指定	1972
	西小学校	6	8,044.00	—	広域・指定	1973
	東小学校	11	7,043.08	—	広域・指定	1975
	中丸東小学校	4	7,070.00	—	広域・指定	1992
	北本中学校	10	8,717.46	—	広域・指 定、輸送	1980
	東中学校	15	9,039.49	—	広域・指定	1972
	西中学校	12	7,300.10	—	広域・指定	1977
	宮内中学校	9	8,733.64	—	広域	1981
その他教育施設	教育センター (旧栄小学校内)	1	134.00	—	—	1974
	旧栄小給食室	1	211.00	—	—	1972
計	13	118	80,494.48	—	11	—



西中学校



中丸小学校

(6) 子育て支援施設

① 現状及び課題

- ・ 子育て支援施設は、18 箇所設置しています。
- ・ 施設の半数は建築後 15 年以上経過し、30 年以上の施設もあり老朽化が進行しています。設備関係は点検を行い、不具合があれば修繕を行っています。
- ・ 中央保育所、栄保育所、深井保育所は建築後 40 年を迎えることから、公立保育所の再編に関する基本方針に基づき、建替え等に向けた検討を進めています。
- ・ 点検等については、職員、専門業者による遊具や設備等の点検を実施しています。
- ・ 幼児・児童施設は指定管理者制度を導入しています。

② 基本方針

- ・ 民間の保育所が 4 施設と認定こども園が 5 施設、幼稚園が 4 施設、地域型保育事業所が 2 施設あり、児童数が減っていくことが見込まれる中で、市内全体の施設量を考慮すると、市が率先して保育所を維持していく必要性は少ないと考えられます。一方で 0 歳から 2 歳までの保育需要のみに焦点を当てると、現状は定員とほぼ同数の利用者数となっており、今後も利用率は上昇していくものと想定されますが、どれほど上昇するのかは不透明な状況です。そのため、今後の動向を見つつ、「公立保育所の再編に関する基本方針」に基づき、中央保育所と栄保育所は集約化し建替え、深井保育所は存続又は閉所など総合的に勘案しながら検討を行うものとします。
- ・ 学童保育室は学校の児童数の減少が想定されるものの、共働き世帯の増加により利用数が増加しています。今後は児童数の減少が進むため、当面は既存施設や余裕教室等を有効活用しながら必要数を維持し、長期的には学校の統廃合とともに削減を検討します。
- ・ 児童館は当面、市役所との複合施設として維持します。
- ・ 定期的な点検を実施し、安全性の確認と施設の劣化状態を把握します。また、劣化状態から市全体で統一した劣化度評価を行い、優先順位を付与し限られた予算を効率的に活用します。
- ・ 民間で運営可能な施設については、民間の力を活用し、指定管理の導入や民営化についても検討していきます。

表 4-6 : 子育て支援施設の一覧

中分類	施設名称	施設情報				
		建物棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	指定 管理	防災拠点	建築年度 (代表建物)
幼保・こども園	中央保育所	2	606.64	—	—	1970
	栄保育所	3	789.09	—	—	1974
	深井保育所	2	665.71	—	—	1978
	東保育所	2	1,523.37	—	—	2011
幼児・児童施設	子育て支援センター (東保育所内)	1	212.00	●	—	2011
	駅子育て支援センター (駅西口ビル内)	1	150.00	●	—	2001
	南学童保育室	1	185.45	●	—	2015
	中丸学童保育室	1	161.27	●	—	2015
	西学童保育室	1	185.76	●	—	2017
	東学童保育室	1	125.69	●	—	2001
	石戸第二学童保育室	1	130.73	●	—	2001
	石戸学童保育室	1	132.63	●	—	2014
	北学童保育室	1	94.14	●	—	1987
	中丸東学童保育室	1	151.95	●	—	1993
	第二西学童保育室	2	154.40	●	—	2010
	第二東学童保育室	1	95.08	●	—	2010
	第二北学童保育室	1	99.92	●	—	2010
	児童館	1	950.90	●	—	2014
計	18	24	6,414.73	14	—	—



東保育所



児童館

(7) 保健・福祉施設

① 現状及び課題

- ・本市の保健・福祉施設は9箇所設置しています。高齢福祉施設が2施設、障害福祉施設が4施設、児童福祉施設が1施設、保健施設が2施設です。建築後30年を越える施設もあり、老朽化が進行しています。
- ・高齢福祉施設、障害福祉施設では指定管理者制度を導入しています。
- ・耐震化未実施の建物があります。

② 基本方針

- ・総合福祉センターは「(仮)市民活動交流センター」への機能移転を検討します。
- ・障害児学童保育室、あすなろ学園、ふれあいの家、ふれんどりい、児童発達支援センターは当面、維持します。
- ・2つある保健センターは旧栄小学校を活用した「(仮)市民活動交流センター」への機能移転を検討します。
- ・健康増進センターの浴室設備についてはボイラー維持のコストが高く、維持管理が容易でないため、廃止を検討します。それ以外の機能は、廃校となる小中学校を活用した複合施設である「(仮)市民活動交流センター」及び「(仮)体育機能重視型市民活動交流センター」の中に機能移転を検討します。
- ・今後とも維持する施設は予防保全型の維持管理により長寿命化を図ります。
- ・定期的な点検を実施し、安全性の確認と施設の劣化状態を把握します。また、劣化状態から市全体で統一した劣化度評価を行い、優先順位を付与し限られた予算を効率的に活用します。
- ・民間で運営可能な施設については、民間の力を活用し、指定管理の導入や民営化についても検討していきます。

表 4-7：保健・福祉施設の一覧

中分類	施設名称	施設情報				
		建物棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	指定 管理	防災拠点	建築年度 (代表年度)
高齢福祉施設	総合福祉センター	3	2,525.39	●	福祉	1991
	健康増進センター	8	2,912.72	●	福祉	1978
障害福祉施設	障害児学童保育室 (旧栄小学校内)	1	182.16	●	—	1983
	あすなろ学園	4	955.63	●	—	1983
	ふれあいの家	1	488.94	●	—	2009
	ふれんどりい	2	279.80	●	—	2003
児童福祉施設	児童発達支援センター	2	535.42	—	—	1994
保健施設	保健センター (勤労福祉センター 内)	1	667.57	—	—	1978
	母子健康センター (コミュニティセンタ ー内)	1	308.09	—	—	1979
計	9	23	8,855.72	6	2	—



ふれあいの家



総合福祉センター

(8) 行政系施設

① 現状及び課題

- ・本市の庁舎は2014年10月に建替え、その他の行政系施設の防災倉庫も建築後の経過年数は20年以下であり、大きな劣化や損傷は見られません。
- ・消防施設については、消防団第1分団と第5分団については2019年度に建替えを行っています。第2分団については2015年度に大規模改修を行っています。

② 基本方針

- ・庁舎、消防施設については、今後も維持します。
- ・久保土地区画整理事務所については、当面は維持していきます。
- ・各施設の定期的な点検を行い、予防保全型の維持管理により長寿命化を図ります。

表 4-8：行政系施設の一覧

中分類	施設名称	施設情報				
		建物棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	指定 管理	防災拠点	建築年度 (代表建物)
庁舎等	北本市役所	7	9,803.07	—	中枢	2014
	久保土地区画整理事務所	1	178.17	—	—	2013
消防施設	北本市消防団第1分団	1	79.48	—	消防	2019
	北本市消防団第2分団	1	58.60	—	消防	※1974
	北本市消防団第3分団	1	71.01	—	消防	2003
	北本市消防団第4分団	1	83.94	—	消防	2011
	北本市消防団第5分団	1	79.48	—	消防	2019
	北本市消防団第6分団	1	66.12	—	消防	1986
その他行政系 施設	北本市拠点防災倉庫	1	634.26	—	備蓄	2014
計	9	15	11,054.13	—	8	—

※消防団第2分団については、2015年度に大規模改修を行っています。



北本市役所

(9) 公営住宅

① 現状及び課題

- ・本市には公営住宅を2箇所設置しています。
- ・2013年度に市営台原住宅の外部大規模改修、内部設備等の改修を行いました。
- ・市営山中住宅についても、2014年度に外部大規模改修を実施し、2016年度～2017年度にかけて内部設備改修を実施しました。
- ・長寿命化計画を既に策定しています。

② 基本方針

- ・定期的な点検を行い、予防保全型の維持管理により長寿命化を図ります。
- ・市営住宅は計画的な修繕として大規模改修工事を終了しています。住宅困窮者のための住宅供給事業として実施しています。公営住宅法に定められた法定耐用年数70年までは使用したのち、その後は更新しないことを前提に、今後の情勢を踏まえ検討します。

表 4-9 : 公営住宅の一覧

中分類	施設名称	施設情報				
		建物棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	指定 管理	防災拠点	建築 年度
公営住宅	市営台原住宅	2	774.29	—	—	1987
	市営山中住宅	2	781.30	—	—	1990
計	2	4	1,555.59	—	—	—



市営台原住宅



市営山中住宅

(10) 供給処理施設

① 現状及び課題

- ・ 中丸一般廃棄物一時保管場は、本市の不燃ごみを一時的に保管する施設です。一時保管後は、民間処理業者によって処理されています。
- ・ 「北本市一般廃棄物処理基本計画」において将来のごみ排出量は、人口の減少に伴い減少すると予測しています。

② 基本方針

- ・ 新ごみ処理施設の建設・稼働に合わせて、役割を終えた段階で廃止します。

表 4-10：供給処理施設の一覧

中分類	施設名称	施設情報				
		建物棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	指定 管理	防災拠 点	建築 年度
供給処理施設	中丸一般廃棄物一時保管場	1	423.00	—	—	2000
計	1	1	423.00	—	—	—

(11) その他

① 現状及び課題

- ・ その他の施設には、表 4-11 のとおり、旧栄小学校をはじめ、民具収蔵庫（旧学校給食センター）、公衆便所や倉庫、交番等があります。
- ・ 板石塔婆収蔵庫や民具収納庫（旧学校給食センター）等は建築後 30 年を経過しています。

② 基本方針

- ・ 旧栄小学校については、校舎及び体育館を活用した複合施設の「(仮) 市民活動交流センター」として整備します。
- ・ 横田薬師堂脇公衆便所及び民具収蔵庫（旧栄学童）は 2021 年度に解体予定、身元不明死体一時安置所は 2022 年度に解体を予定しています。
- ・ 民具収蔵庫（旧学校給食センター）は、第 1 期中の売却に向けて検討します。
- ・ 北本駅東口公衆トイレは 2018 年度に移転による更新済みであり、継続します。
- ・ それ以外の施設は、当面維持する方向で検討し、北本駅西口ビル（共用部分）、北本駅前交番、北本駅東西自由通路、北本駅西口公衆便所は築後 80 年まで延命化します。
- ・ 定期的な点検を実施し、安全性の確認と施設の劣化状態を把握します。また、劣化状態から市全体で統一した劣化度評価を行い、優先順位を付与し限られた予算を効率的に活用します。

表 4-11：その他の一覧

中分類	施設名称	施設情報				
		建物棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	指定 管理	防災拠点	建築年度 (代表建物)
その他	旧栄小学校	11	6,169.28	—	広域・指定	1971
	民具収蔵庫（旧学校給食センター）	6	1,304.42	—	—	1980
	横田薬師堂脇公衆便所	1	11.00	—	—	1984
	身元不明死体一時安置所	1	9.90	—	—	1992
	北本駅東口公衆トイレ	1	20.05	—	—	2018
	北本駅西口公衆便所	1	41.43	—	—	2001
	民具収蔵庫（旧栄学童）	1	98.16	—	—	1982
	ねぶた保管用倉庫 1	1	84.00	—	—	2008
	ねぶた保管用倉庫 2	1	168.00	—	—	2010
	板石塔婆収蔵庫	1	33.00	—	—	1973
	北本駅前交番	1	101.94	—	—	2001
	観光公衆トイレ	1	8.64	—	—	2017
	北本駅自由通路	3	466.72	—	—	1978
	駅西口ビル（共用部分）	1	597.62	—	—	2001
計	14	31	9,114.16	—	1	—

4.2 インフラ施設の管理に関する基本方針

(1) 道路

- ・ 2017 年度に 5 年間の「舗装の個別施設計画」を策定しており、当計画に基づき、管理区分別による計画的な点検・調査により適切な維持管理を行います。
- ・ 「舗装の個別施設計画」は 2021 年度に改訂を予定しています。

(2) 橋りょう

- ・ 「橋りょうの個別施設計画」を 2021 年度中に策定予定であり、計画的かつ効率的に橋の管理を行い、維持・修繕・架替えの費用を縮減すると共に、予防保全型の維持管理による長寿命化を図ります。

(3) 公園

- ・ 1998 年度に策定し、2016 年度に改訂した「緑の基本計画」に基づき、緑地の適正な保全及び緑化の推進を図っています。
- ・ 2013 年度に策定した「北本市公園施設長寿命化計画」に基づき、予防保全型の維持管理の導入により長寿命化を図ります。
- ・ 2020 年度に一部の公園施設計画を改訂しています。

(4) 公共下水道施設

- ・ 「北本市公共下水道事業経営戦略」に基づき、公共下水道事業の効率化、経営健全化に取り組めます。
- ・ 公共下水道施設の修繕・改築等については、「北本市下水道ストックマネジメント計画」に基づき対策を進めます。
- ・ 公共下水道の耐震性の向上については、「北本市公共下水道総合地震対策計画」に基づき、対策を進めます。

資料編

1. 将来費用試算条件

本計画で将来費用を試算する際には、基本的に財団法人自治総合センターの公共施設及びインフラの更新費用試算ソフトの単価を使用しました。

公共施設等の将来費用試算の条件

【更新単価について】

- ・ 施設面積に施設の分類に応じた更新単価を乗じて算出します。
- ・ 更新費には、設計費、解体費が含まれ、大規模改修費には設計費が含まれます。

【更新単価の考え方】

建築物は、その種類により建物構造等が異なることから、可能な限り現実に即したものとするため、既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に、用途別に単価を設定しています。

なお、この単価は予定価格又は設計価格を想定して設定しています。

分類別更新単価(千円/㎡)

用途分類	更新	大規模改修	中規模改修 ^{37※}
市民文化系施設、社会教育系施設、行政系施設、産業系施設	400	250	100
スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉施設、供給処理施設（公共下水道施設含む）、その他	360	200	—
学校教育系施設、子育て支援施設	330	170	83
公営住宅	280	170	—
簡易建築物（小規模倉庫、車庫、駐輪場等） ^{38※}	150	—	—

^{37※} 中規模改修については、耐用年数を80年とした場合に20・60年目の改修を中規模改修とし、更新の1/4の金額を設定した。

^{38※} 簡易建築物については改修工事等を行うことはせずに、更新のみとし実績から金額を設定した。

道路の費用算出の条件

- ・ 舗装点検要領（国土交通省）を参考に交通量等から C 路線と D 路線に分類し、2019 年度の固定資産台帳による道路舗装面積を用いて、分類 C 路線は更新年数 15 年、分類 D 路線は更新年数 30 年で割った値を 1 年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新量に単価を乗じて更新費用を算出しました。下記に示す更新単価は市の実績による金額を採用しています。試算の結果 3.72 億円/年となりました。

道路の更新費用単価（円/m²）

区分	単価	更新頻度
分類 C 路線	8,000	15 年
分類 D 路線	6,000	30 年

橋りょうの費用算出の条件

- ・ 橋りょうの面積（m²）を耐用年数で割った値を 1 年間の更新量と仮定し、更新量に構造別に設定された単価を乗じて算出しました。

橋りょうの更新費用単価（千円/m²）

更新（60 年）	
部材	単価
PC 橋	425
RC 橋	
その他	
鋼橋	500

下水道の費用算出の条件

- ・ 下水道事業については「北本市下水道ストックマネジメント計画」を平成 31 年 2 月に策定しており、100 年間の費用試算を行っています。標準耐用年数の 1.5 倍の目標耐用年数を定め長寿命化を実施すると、コストの削減となり、年間の更新費用の推計は 2.99 億円/年（100 年）となっています。40 年間の費用は当計画から 100 年間のうち 40 年間分を抜粋して、平均した額 2.69 億円/年としました。

2. 公共施設の分類方法

本計画における公共施設の分類は、以下のとおり、総務省の「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（2016版）施設分類」に基づいています。

分類表

会計名	大分類	中分類	施設名称例	
普通会計	市民文化系施設	集会施設	<ul style="list-style-type: none"> 市民ホール コミュニティセンター 公民館 市民の家 青年の家 	
		文化施設	<ul style="list-style-type: none"> 市民会館 市民文化センター 	
	社会教育系施設	図書館	<ul style="list-style-type: none"> 中央図書館 地域図書館・図書館分室 	
		博物館等	<ul style="list-style-type: none"> 博物館、郷土資料館 美術館 プラネタリウム 社会教育センター 	
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> 市民体育館 市民プール 武道館 サッカー場 テニスコート 野球場 	
			レクリエーション施設・観光施設	<ul style="list-style-type: none"> キャンプ場 少年自然の家 観光センター
		保養施設	<ul style="list-style-type: none"> 保養施設 	
	産業系施設	産業系施設	<ul style="list-style-type: none"> 労働会館・勤労会館 産業文化センター 産業振興センター 	
	学校教育系施設	学校	<ul style="list-style-type: none"> 小学校 中学校 特別支援学校 高等学校 	
		その他教育施設	<ul style="list-style-type: none"> 総合教育センター 給食センター 	
	子育て支援施設	幼保・こども園	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園 保育所 こども園 	
		幼児・児童施設	<ul style="list-style-type: none"> 児童館・児童センター、こどもの家 地域子どもの家 子育て支援センター 放課後児童クラブ、児童会 	
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉センター デイサービスセンター 生きがい活動センター 地域包括支援センター 老人憩いの家 	
			障害福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> 障害者総合支援センター デイサービスセンター
		児童福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設 母子生活支援施設 	
		保健施設	<ul style="list-style-type: none"> 保健会館 保健所 	
		その他社会保険施設	<ul style="list-style-type: none"> 福祉会館 	
	医療施設	医療施設	<ul style="list-style-type: none"> 診療所 	
	行政系施設	庁舎等	<ul style="list-style-type: none"> 市庁舎 支所 市政センター・市民の窓口 	
			消防施設	<ul style="list-style-type: none"> 消防署 分署・分遣所・出張所
		その他行政系施設	<ul style="list-style-type: none"> 環境センター 汚掃事務所 備蓄倉庫 防災センター 	
		公営住宅	公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅
	公園	公園	<ul style="list-style-type: none"> 管理棟 倉庫、便所 	
	供給処理施設	供給処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理場・クリーンセンター 浄化センター 地域冷暖房施設 	
	その他	その他	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場、駐輪場 斎場、墓苑 公衆便所 卸売市場、共同販売所 職員住宅、寮 	
			<ul style="list-style-type: none"> 浄水処理場 雨水場 	
	上水道会計	上水道施設	上水道施設	<ul style="list-style-type: none"> 浄水処理場 雨水場
	下水道会計	下水道施設	下水道施設	<ul style="list-style-type: none"> 下水処理施設
病院会計	医療施設	医療施設	<ul style="list-style-type: none"> 市民病院 	

北本市公共施設等総合管理計画（案）

令和4年 月 発行

北本市

〒364-8633 埼玉県北本市本町1丁目1-1-1

【電話】048-591-1111（代表）